

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 25

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。

ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局)所管業務)については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲されることとなっていることも踏まえ、地方農政局所管業務について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。

○ 都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号、平成24年4月1日施行)」において、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等について、連携の仕組みを措置しており、こうした他法令における連携の仕組みを参考に、都道府県間の連携のための措置を講じた上で、移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理・指導することができる体制が整備されてから検討すべきものである。

このような中で、仮に、複数の都道府県間の連絡調整を可能とする体制整備を検討する場合には、当該事項が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、総務省又は内閣府において統一的な整理をお願いしたい。その上で、実態論も踏まえ、当該法律を所管する経済産業省をはじめ関係省庁とともに、検討していく考え。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 33

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

本提案事項である換地計画は、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業(区画整理)としてほ場整備を実施した地区において作成される計画であり、その内容は当該ほ場整備後の地区における農地等に係る権利関係、すなわち農家等個人の財産権に関わることについて、換地の手法を用いて整理する際に必要な事項を定めるものである。

換地計画に基づき行われる換地処分は、個人の土地に関する権利を強制的に処分するものであるから、換地計画に係る都道府県知事の認可については、「公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合」(地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)の第2の4の(1)のキの(ア)のb)に該当し、自治事務に係る特別の関与の「許可、認可及び承認」を許容するものと位置付けられているところである。

また、本提案事項に基づき当該認可を廃止することとなれば、公用換地等の制度を所管する関係省庁の各種制度との間に矛盾が生ずることとなる。

このため、換地計画に係る都道府県知事による認可を廃止し、事後報告とするとの御提案については、対応することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

京都府の土地改良施策においては農地集積に向けた施策の展開が喫緊の重点課題であり、今後とも換地手法の活用が求められているところであります。

他方、公用換地は分権推進計画により都道府県知事の許可が容認されており、また、本制度を所管する関係省庁の各種制度との整合が図られているところですが、地方分権の時代の変化に応じて、今後見直しを検討していくことも必要と思われる。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都道府県営土地改良事業に係る換地計画は国の認可等は必要なく、円滑に事務が執行されている一方で、市町村営土地改良事業に係る換地計画は都道府県の認可が必要であり、市町村営だけ認可を必要とすることに合理性はなく、都道府県認可を廃止すべきではないか。この場合に何か具体的な支障が生じるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第2次勧告において、国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によって事務処理の適正を確保することが困難であると認められる場合は、国の特別の関与として、許可、認可及び承認が許容されているが、市町村営土地改良事業に係る換地計画について、必ずしも認可のみが事務の適正を確保する手段ではないのではないか。事後報告等とすることにより、何か具体的な支障が生じるのか。

1 京都府の意見について

土地改良事業における換地計画については、全国的な施策として推進を図ることとしている農地集積の実現のために重要なものであり、京都府におかれても、府管内の団体営土地改良事業(土地改良区営、市町村営等)の換地計画を認可する際には、府の土地改良施策に沿い、農地中間管理機構の実施する事業等を活用し、農地集積の実現に資するものとなっているかといった観点も踏まえて審査する体制を構築されていることと承知しているので、引き続き適正な審査をお願いしたい。

2 専門部会からの再検討の視点について

(1)土地改良事業における換地計画については、土地改良事業計画の手続きにおいて参加資格者(原則として耕作者)から同意を得ることとしているのに対し、所有権、地上権等共有者を含め使用及び収益に関する全ての権利者を対象とする会議(関係権利者会議)において、2/3以上が出席し、2/3以上の同意を得ることとされており、土地改良事業計画とは別の独立した手続きとして土地改良法に位置付けられている。

(2)さらに、換地計画に基づき行われる換地処分は、

① 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合に該当し、

② 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合に該当するものとされ、

法律に基づく義務付け・枠付けの中でも最も重要なものとの位置付けにより「認可」を要すると整理されており、私有財産の一つである土地に係る権利関係を工事後に強制的に新たに確定させるものであることから、私有財産保護を確実なものとするためには、引き続きこれを維持することが必要である。

(3)このように、私有財産保護を確保するために、他法律に基づく公用換地等(例:土地区画整理法、都市計画法)についても市町村営事業の計画について知事の認可を要することとされており、土地改良法上の換地計画を知事認可に係らしめていることには合理性があるものと考えられる。

仮に、本提案のとおり、土地改良法に基づく換地計画の認可を廃止し事後報告とした場合、他の制度との整合が図られなくなることから、公用換地等の制度全体を俯瞰した慎重な対応が必要となると考えられる。

また、本提案のように換地計画決定後に報告することとした場合、当該換地計画の内容に私有財産保護に影響を与えるような重大な瑕疵が発見されたとしても、換地処分前の権利への回復が困難となる等支障が生じるおそれがある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 36

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前でかつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。

【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条
関税法第15条の3
検疫法第4条
植物防疫法第6条、第8条
家畜伝染病予防法第38条、第40条

1. 各空海港における動植物検疫については、全ての国際旅客便に対して円滑に対応しており、国際ビジネス機についてもその運行希望に対して臨機応変な対応も行っているところである。また、平成26年度には、有明佐賀空港を管轄する官署に動植物検疫において2名の増員が認められるなど、地方空港における増便に対応するための増員が認められたところであり、今後も、国際旅客便及び国際ビジネス機の運航状況を踏まえ、適切に対応していく所存である。

2. 一方、家畜伝染性疾病や植物の病害虫には、口蹄疫やミカンコミバエ等、一旦侵入すると、農畜産物や生産資材等を介して県域を越えて急速に拡大し、家畜や農作物に大きな被害を及ぼすものがあり、その被害は動植物の輸入者だけではなく農業生産者ひいては国民全体に及ぶこととなる。

3. したがって、このような家畜伝染性疾病や植物の病害虫の侵入を防止することは国の重要な責務であることから、動植物検疫において、動植物の輸入者に対して検査を義務付け、家畜伝染病予防法、植物防疫法等の関係法令や相手国との検疫条件を熟知し、動植物検疫に関する専門的知識を有する動植物防疫官が、動植物等を無償で収集の上検査し、検査結果に基づき、個人の所有する動植物等について廃棄・消毒等の命令(公権力の行使)を行っている。

これらの検査は、上記のとおりその結果に基づき廃棄・消毒等の命令(公権力の行使)が行われるなど個人の権利を強制的に権限を持って規制する国境措置である。その実施に当たっては、全国各地で同等の検査能力、均一な専門技術水準に基づき、斉一的かつ公正厳格に検査を実施する体制を確保する必要があるため、国自らがこれを実施する必要がある。

また、万が一、家畜伝染病や植物の重要病害虫が侵入した場合は、国が責任をもって、まん延防止対策や根絶対策を講じており、このように伝染性疾病等の侵入防止と防除は表裏一体であるところ、都道府県においては、都道府県域を超えた対策を講じることはできないと考えられる。

4. さらに、近隣諸国等において新たな伝染性疾病等が発生した場合、国際機関等と連携し、その発生状況の迅速な情報収集及び把握並びに検疫体制の強化を緊急的に行う場合があるところであり、このような場合においても、全国各地において混乱を生じさせず、円滑に強化体制をとることができるよう国が統一的に実施しているところであり、今後もそのような体制がとられる必要がある。

5. 以上のことから、動植物検疫業務を地方公共団体に移譲することはできない。このことは、国際ビジネス機においても同様である。

なお、国際ビジネス機の受け入れの多い米国においても、動植物検疫については、地方公共団体ではなく、国が実施しているものと認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○有明佐賀空港を管轄する官署での増員については、感謝申し上げます。しかしながら、増員によって、当県提案のビジネスジェットに対する臨機応変な対応が可能となるか不明であり、増員によってどのような対応をとっていただけるのか早急に示していただきたい。

○当県提案は、国家公務員の増員が容易ではない現状で、LCCの台頭などにより増加する国際定期便に対応するため羽田空港・成田空港等におけるCIQ体制の充実が国家としては優先順位が高いことを認識しつつ、地方空港における不定期かつ小規模な国際ビジネス機受入については、意欲ある地方自治体が行うことにより、国全体の目標である日本再興戦略、観光立国の実現を図るものであり、当県提案のこうした意図を受け止めていただき、前向きな検討をお願いしたい。

○当県提案は動植物検疫業務の水準を地域ごとに異なることを求める趣旨ではなく、検疫業務の水準は、移譲後の事務を法定受託事務とすることで全国統一性を確保することは可能である。

○また、実務上の専門性については、例えば、検疫職員OBを当県で雇用することや、職員の派遣等により習得できると考えており、実務上クリアできる問題である。こうした措置によってもなお、習得できない理由があれば、お示しいただきたい。

○また、法令違反を発見した場合には、県が直ちに関係機関へ情報提供、協力することは当然である。公権力の行使の際たるものといえる警察行政・麻薬取締行政においても、国家公務員と地方公務員が協力し

て、捜査を行うことも規定されている。こうしたことから、「全国各地において混乱を生じさせず、円滑に強化体制をとることができる」体制を整えることは、移譲後であっても可能である。

全国知事会からの意見

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 佐賀県が懸念している休日や深夜、早朝のビジネスジェットの受入れや、直前での到着時間の変更に対して、万全な対応を確約できるかについて、具体的にお示しいただきたい。
- CIQ業務の経験を積んだ国家公務員退職者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジェット機のCIQ対応を都道府県に法定受託事務として移譲すべき方法も検討すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

1. 意欲ある地方自治体による国際ビジネス機の受入れについては、日本再興戦略・観光立国の実現を図るための取組として重要であるものと理解している。
2. 平成26年度に、有明佐賀空港を管轄する官署(動物検疫所福岡空港出張所、門司植物防疫所伊万里出張所)に各1名の増員が認められたところであり、現在、防疫官14名(動物検疫所福岡空港出張所11名、門司植物防疫所伊万里出張所3名)を配置している。当該空港に定期便が就航する月、水、金、土、日は、2名の職員を当該空港に配置し、定期便のない火、木でも近隣所在の官署に常駐している職員と常時連絡が取れる体制を整えている。このため、休日や深夜・早朝便の国際ビジネス機の受入や直前での到着時間の変更であっても、動植物検疫については、国際ビジネス機の到着時間に合わせ、速やかに職員を派遣できる体制にあり、ご懸念には及ばないとする。
3. 家畜伝染性疾病や植物の病害虫の侵入を防止することは、全国の農畜産業の基盤や国民の生命を守るため、国の重要な責務であることから、権限の移譲は適切でないとする。
4. なお、諸外国等において新たな伝染性疾病等が発生した場合は、発生国政府や国際機関からその発生状況の速やかに情報収集し、緊急に輸入停止するなど、迅速な検疫体制の強化が求められる。また、輸出検疫についても、輸出先国の輸出条件が変更された場合には、迅速な対応が求められる。したがって、国の直接指揮下でない地方公共団体職員については、こうした業務の円滑な遂行に支障が生じることが懸念される。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	131	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	林野庁以外が所管する国有保安林(重要流域の1号～3号保安林は除く)の指定の解除権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	岩手県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

国が所有者である保安林(国有保安林)の指定の解除権限は農林水産大臣にあるが、都道府県知事に指定の解除権限がある民有保安林(重要流域の1号～3号保安林以外の保安林)を道路等の事業用地として林野庁以外の国の機関が買収し、国有保安林とした場合、その林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

知事権限(森林法第26条の2)で解除できる民有保安林が、国が買収することにより大臣権限(森林法第26条)で解除する国有保安林となり、知事権限で解除事務を行うより時間を要している。

国(林野庁以外)で民有保安林を買収するのは、道路等の事業用地とする場合であり、特に東日本大震災からの復興に係る事業を行うにあたり、速やかな保安林の指定の解除が求められている。

【現行制度の事務の流れ】

①知事権限の場合

「申請→県で審査・県報で予定告示→(法定期間40日経過後)→直近の県報発行日に県が確定告示」

②大臣権限の場合

「申請→県で審査・林野庁に提出→林野庁で審査・県に予定通知発出→県報で予定告示→(法定期間40日経過後)→林野庁で官報に確定告示」

【支障事例】

知事権限と比較した場合、大臣権限は解除の確定までに2ヶ月程度多く時間を要している。

(本県の事例数:H24_4件、H25_2件、H26_2件。計8件。)

【提案実現した場合の効果】

林野庁の審査が無くなり、官報確定告示が県報確定告示となることから、2ヵ月程度手続きが短縮となる。

根拠法令等

森林法第26条、第26条の2

都道府県知事が解除権限を有する民有保安林を国に移管(国有保安林化)する場合、国への移管前(当該保安林が民有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限に基づき当該保安林を解除することが可能である。

また、その場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業に係る保安林解除については、同法第48条に規定する土地利用基本計画の変更等に関する特例を活用することにより、当該特例を活用しない場合に比べて解除手続に要する期間の大幅な短縮が可能となっているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

第1次回答に記載されている「国への移管前(当該保安林が民有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限で当該保安林を解除できること」は承知しているところであるが、買収される土地の所有者によっては早期の売買を望むことなどにより、結果として保安林解除申請手続が所有権移転後となるため、毎年、国土交通省名義の国有保安林解除申請案件が発生している。

また、今後も用地買収を先行せざるを得ない場合が想定され、引き続き、第1次回答に記載された対応が困難な保安林解除が発生すると見込まれる。

当該保安林(解除権限が知事であったものが、国(林野庁以外)の買収によって、農林水産大臣権限になったもの)の解除に係る権限を県に委譲しても、保安林制度に弊害が生じるものではないことから、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化のため、権限の委譲をお願いしたい。

全国知事会からの意見

林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。(重要流域の1号～3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲)なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事務処理の迅速化等が図られることから、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

○ 国土を保全し国民の経済活動の基礎を保障することは国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、保安林の解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。

○ 保安林の解除においては、その要件上、必要最小限の面積とする必要があるが、審査の過程において、面積の変更が生じるケースがあるため保安林解除面積が決定した後に、土地の取得が行われる方が合理的と考える。したがって、事業者である解除申請者との事前の連絡調整をより密なものとし、土地の権利移転までに保安林解除の手続を進めて頂きたい。

【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】

提案団体からの意見に対する回答に同じ。

なお、「民有保安林を国に移管する前であれば、都道府県知事の権限により解除可能である」との第1次回答については、提案団体のご理解は得られていると考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	228	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県への移譲				
提案団体	宮城県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

林野庁所管外の国有林については、民有林であれば知事権限である保安林の種類であっても、大臣権限による保安林の指定解除となることから、当該大臣権限の一部について、県への移譲を求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

森林法第26条の2により、民有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行うこととされている一方、国有林である保安林は、森林法第26条により農林水産大臣が指定解除を行うこととされている。国有林のうち林野庁所管外の国有林は、国の公共事業実施に伴い民有林を買収したことにより国有林になるケースが多いが、当該国有林は実質的には民有林と同様に県において管理されていることから、知事権限により指定解除を行うほうが、合理的に事務処理を行うことができる。

また、大臣権限の場合は申請書を提出してから保安林の指定が解除され、事業着手可能となるまでに約半年を要するが、知事権限であれば約4ヶ月で事業着手できることから、事業の迅速化に寄与することができる。

以上により、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定解除の大臣権限の一部について、都道府県知事への移譲を求めるもの。

根拠法令等

森林法第26条、第26条の2

都道府県知事が解除権限を有する民有保安林を国に移管(国有保安林化)する場合、国への移管前(当該保安林が民有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限に基づき当該保安林を解除することが可能である。

また、その場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業に係る保安林解除については、同法第48条に規定する土地利用基本計画の変更等に関する特例を活用することにより、当該特例を活用しない場合に比べて解除手続に要する期間の大幅な短縮が可能となっているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

確かに、民有保安林の段階であれば知事権限で解除が可能だが、用地買収により国所管となった後に保安林解除申請されるケースが多い現状であり、国への移管前の申請が担保されていない以上、現行規定により対応可能とは言い切れない。

国所管となる前か後かの違いだけで、それ以外の事業内容等は全く同じ案件であるにも関わらず、解除権限の違いにより、解除に要する期間も異なってくるのは合理性に欠けると思われるため、公共事業実施を前提として国所管となったものに係る解除については、知事への権限移譲を求めるもの。

全国知事会からの意見

林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。(重要流域の1号～3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲)なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事務処理の迅速化等が図られることから、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

○ 国土を保全し国民の経済活動の基礎を保障することは国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、保安林の解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。

○ 保安林の解除においては、その要件上、必要最小限の面積とする必要があるが、審査の過程において、面積の変更が生じるケースがあるため保安林解除面積が決定した後に、土地の取得が行われる方が合理的と考える。したがって、事業者である解除申請者との事前の連絡調整をより密なものとし、土地の権利移転までに保安林解除の手続を進めて頂きたい。

【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】

提案団体からの意見に対する回答に同じ。

なお、「民有保安林を国に移管する前であれば、都道府県知事の権限により解除可能である」との第1次回答については、提案団体のご理解は得られていると考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	613	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林内作業(土地の形質の変更)許可の一部廃止				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

森林経営計画に基づいて整備される森林作業道については、保安林内での土地の形質の変更に伴う行為であっても、保安林内作業許可申請及び伐採届は不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

森林法第34条第2項に、「保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。」となっている。

近年、間伐材を搬出するための森林作業道の開設が多く、林業公社等の一部事業者の負担が多くなっている。

そこで、市町村長が審査・認定を行う、森林経営計画に記載された森林作業道等の整備については、保安林内作業(土地の形質の変更)許可を不要とできないか。

根拠法令等

森林法第34条第2項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

都道府県知事は、保安林の土地の形質を変更する行為等に関する許可(以下「作業許可」という。)を行うに当たり、当該行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかという観点から、行為の具体的な内容やその影響、行為の確実性等を審査する必要がある。

このため、市町村長が森林法第11条第5項に規定する認定要件への適合の観点から審査し認定を行う森林経営計画に、森林作業道等の整備に関する事項が記載されていることをもって、作業許可を不要とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事務処理特例を活用し、当該事務を担っている都市においても、事務の簡素化につながることから、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

併せて、森林経営計画に基づく施業についても保安林内立木伐採許可も不要とするよう求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	971-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い				
提案団体	全国町村会				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

一の市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。

また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに鑑み、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。

【求める制度改正の詳細】

森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、の1(2)に、「また一の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。

また、規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月」を追加するなどの措置を講じる。

根拠法令等

「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)
「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)

森林法第26条第2項又は同法第26条の2第2項に規定する、いわゆる「公益上の理由」による解除に該当する場合として取り扱う事案は、市町村道の開設、改良をはじめ、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できることとされている事案のほか、電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置をする場合としている。したがって、事案毎に市町村長にその判断が委ねられるような場合を含めることは適当ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

一の市町村内で完結する民有林であり、かつ、民間の事業者などと異なり、市町村が、保安林における指定目的の達成と事業に伴う指定解除との間で比較衡量を行い計画に明確に位置付けた公の事業を対象とすることから、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できることとされている事案及び電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置をする場合と同等の取扱いとすべきである。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

一の市町村内で完結する民有林であり、かつ、民間の事業者などと異なり、市町村が、保安林における指定目的の達成と事業に伴う指定解除との間で比較衡量を行い計画に明確に位置付けた公の事業を対象とすることから、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できることとされている事案及び電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置をする場合と同等の取扱いとすべきである。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。

○ 保安林機能の影響を受ける利害関係者が1つの市町村の区域に関わらず広域にわたることもあるため、保安林解除における「公益上の理由」は、全国的な観点からみて客観的かつ明確な理由であることが重要である。したがって、事業者である市自ら立てる計画に事業が即することをもって、当該理由の公益性を認めることは客観性に欠く。また、「1つの市町村内で完結する民有林」とあるが、保安林の範囲が1つの市町村内にとどまっても、保安林の受益範囲が1つの市町村内で完結するとは限らないため、「1つの市町村内で完結する民有林」であることをもって、保安林の解除要件を緩和することも適切でない。さらに、保安林解除の申請者かつ事業施行者の市町村が、保安林の指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行うことは、公正・中立の観点から適切でない。

【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】

提案団体からの意見に対する回答と同じ。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	971-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い				
提案団体	全国町村会				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

一の市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。

また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに鑑み、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。

【求める制度改正の詳細】

森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、の1(2)に、「また一の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。

また、規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月」を追加するなどの措置を講じる。

根拠法令等

「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)
「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

都道府県知事権限の保安林の指定の解除処分に係る標準処理期間については、国から都道府県に対し、概ね3ヶ月以内に設定するよう要請しているところであり、当該標準処理期間については、都道府県知事の裁量で御提案にあるような期間を設定いただくことは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

自らの市町村域に存する保安林において市町村が計画する公益的な事業については、地域における保安林の配備状況などを最も把握している市町村が十分な「適否審査」等を行っている事を踏まえ、保安林の指定解除に係る手続き上の迅速化・簡素化を図るとともに、都道府県単位で差異が生じることがないように、国において統一的な標準処理期間(2ヶ月)を定めるべきである。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国町村会】

自らの市町村域に存する保安林において市町村が計画する公益的な事業については、地域における保安林の配備状況などを最も把握している市町村が十分な「適否審査」等を行っている事を踏まえ、保安林の指定解除に係る手続き上の迅速化・簡素化を図るとともに、都道府県単位で差異が生じることがないように、国において統一的な標準処理期間(2ヶ月)を定めるべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 保安林機能の影響を受ける利害関係者が1つの市町村の区域に関わらず広域にわたることがあり、事業者である市自ら立てる計画に事業が即することをもって、当該理由の公益性を認めることは客観性に欠くので、市町村が、保安林の指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行うことは、影響範囲又は公正・中立の観点から適切でない。したがって、市町村が事業計画策定の段階で十分な比較衡量をすることで、申請に係る都道府県知事の処理すべき事務の一部を担うことはできないため、一の市町村内で完結する民有保安林を当該市町村が指定解除申請する場合について、国において統一的な標準処理期間(2ヶ月)を定めるのは困難である。なお、地方自治法第250条の3に基づき、保安林解除手続きに通常要すべき標準的な期間を定めるのは、当該処分を行う都道府県であるため、当該都道府県が現行でも期間の短縮が可能と判断した場合は、当該都道府県においては可能となるものとする。

【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】

提案団体からの意見に対する回答に同じ。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	625	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	国補助事業における事業主体要件を林業者2戸以上に緩和すること				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

国補助事業(森林・林業再生基盤づくり交付金等)における特用林産振興施設等の整備を行う際、その事業主体が林業者等で組織する場合、5戸以上が要件となっているが、離島においてはこれを2戸以上に要件を緩和する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
本県では、高齢化とともに若年労働者の流出が続き、人口減少が加速しており、特に離島において顕著である。
さらには、全国的なしいたけ需要や価格低迷の影響も相まって、県内主産地对馬では基幹産業としての存続が厳しい状況に置かれている。
これらを背景として、県では労働軽減や商品の高品質化を目的に、人工ホダ場や乾燥機、散水施設などの導入支援を行っているが、林業者等が組織する団体が事業を行う場合、5戸以上が要件となっており、事業を進める上で大きな障壁になっている。

【制度改正の必要性】
このため、要件を緩和することにより、一定規模の生産団地化を進め、足腰の強いしいたけ生産を目指したい。
平成18年から25年までの8年間で13の団体が新規事業体が参入していることから、2戸以上に規制緩和することで、2～3倍の参入が見込める。

【参考】
平成18年から25年までの8年間で、市開催の説明会で参画の意向を示したものの、5戸以上の要件に満たず断念した生産者数は、年平均10名～20名いた。

根拠法令等

森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱第2の2

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

森林・林業再生基盤づくり交付金は森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。

地域の実情に即し必要と認められる場合は、受益範囲を3戸まで引き下げることが可能としていますが、更に2戸まで引き下げるとは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

今回提案している本県対馬市は、九州本土から140km離れた国境離島ですが、産業が少なく雇用が限られるため、若年層の島外流出が止まらず、人口減少が急速に進行している地域です。このため島内には限界集落も多く、人口密度をみても45人/km²と全国平均343人/km²の7倍にも達し、全国市町村別ランクでも1,741市町のうち1,392位に位置する過疎地域です。このような本土地域とは大きく異なる特殊事情により、対馬地域のみ受益範囲を2戸まで引き下げを提案するものです。なお、規制緩和が実現すれば新たな参加者が増加することが見込まれ、これら共同生産者のクラスター的なまとまりによる事業効果も期待できます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

離島に限らず、農山村地域の過疎化・高齢化が進んでおり、従来の要件ではハードルが高くなっていることから、要件緩和に向けて積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

離島など事業実施地域が過疎地域であり、5戸以上の団体を組織することが不可能と判断される場合にあっては、当該地域の事情を考慮して受益範囲を3戸まで引き下げることが可能としているが、更に2戸まで引き下げるとは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	926	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち分収林契約適正化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要がある。本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

県の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるため、県で実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。

根拠法令等

分収林契約適正化事業実施要領

林業の採算性が低迷する中、林業公社等が管理している分収林については、契約満了後の伐採跡地が土地所有者に返還された際に、分収益の不足等から造林が放棄され、森林の有する多面的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがある。

このような事態を回避するには、分収林契約の解除又は変更を行うことが重要なため、林野庁では、分収林契約適正化事業により、地域の関係者が問題意識を共有したうえで連携しながら、分収林契約の解除又は長伐期化や非皆伐施業の導入に向けた分収林契約の変更に取り組むことを支援している。

当該事業の実施主体については、都道府県、市町村、森林整備法人(分収林の主な管理主体)を構成員とする「都道府県協議会」としているところであり、当該協議会における合意形成の中で、都道府県の意向や地域の実情が反映される仕組みとなっている。

このため、本事業については、引き続き、国から都道府県協議会に対して直接交付することが適当であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本事業の実施主体は、都道府県、市町村、森林整備法人(分収林の主な管理主体)を構成員とする「都道府県協議会」としている。

そこで、県の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるため、県で実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

全国知事会からの意見

都道府県が実施する林業事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

1 本事業のうち契約適正化対象森林選定活動は、前身事業等により都道府県協議会が地域の合意を受けて作成した「非皆伐施業推進計画」を踏まえて、森林整備法人等が管理している分収林のうち、契約対象木の成長が悪い森林や木材搬出が困難な森林等を対象として、引き続き分収林として管理すべきか否かについて調査・分析を行い、今後の取扱を検討した上で、検討結果を「非皆伐施業推進計画」に反映させることを事業内容としており、今後の分収林の取扱について、地域の合意形成を図ることを主な目的としている。

※非皆伐施業推進計画:通常伐期による皆伐から間伐等を繰り返す非皆伐施業への転換を円滑かつ確実にを行うため、目標とする森林の姿、分収方式の見直し等を内容とする計画

2 現在、分収林には、都道府県、市町村、森林整備法人のそれぞれが造林者となっているものがある。このため、都道府県単独が事業主体となって、市町村や民間事業者等による個別の活動を支援する形態は適当ではなく、都道府県、市町村、森林整備法人等の地域の関係者が対等な立場で参画する都道府県協議会を事業実施主体とすることが必要である。

3 また、本事業のうち契約適正化推進活動は、上記の契約適正化対象森林選定活動の成果を踏まえて、分収林の契約相手方(土地所有者等)に対して、長伐期化や複層林化などの推進の具体的な効果や意義を説明することにより、合意形成を図ることを目的とするものであり、地域の合意に関する内容を契約相手方に説明する主体としては、合意の形成に取り組んだ都道府県協議会とすることが必要である。

4 このため、本事業については、引き続き、国から都道府県協議会に対して直接交付することが適当であると考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	13	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止				
提案団体	佐賀県				
制度の所管・関係府省	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。

【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項
「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63年8月18日付け63構改B第855号)第4の4連絡調整等

農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することであり、御指摘の連絡調整については、法律の趣旨を補完するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との調和が図られているか、地域全体として工業等の導入の規模は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利用状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行うためのものである。

この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の発見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事案の防止等にも資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体としての工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務的に確認するためとしているが、単に事務的に確認するのみであれば、実施計画策定にあたっては、国の通知も踏まえたうえで県と関係市町村、各関係部局との間で十分に調整を行っていることから、自治体のみで可能である。

また、国は、無秩序な農地転用など農工法の趣旨に反する事案の発生を懸念しているが、実施計画に基づく開発の実施主体のほとんどが自治体をはじめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏まえ、多くの時間をかけて議論されていることなどから、こうした懸念は当たらないと考える。

いずれにしても、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断については、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行うことが適切であり、迅速な処理を図るうえでも、また地方自治法245条の2で規定されている関与法定主義の観点からも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、さらには近隣関係市町村との協議調整を諮った上で、計画策定である場合、県との協議によることで支障はないものと考え、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補完するものとして、市町村又は都道府県が作成した実施計画について国に知らしめ(連絡)、国の立場から過不足がないかどうか確認(調整)することで、よりよい計画とするもの。

これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町村の住民、農業者にも広く影響があるところ、計画に瑕疵がないよう国も含めた様々な者が幅広い観点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。

また、現在、新規実施計画の策定も重要である一方で、過去に造成された農工団地の空き地をどのように埋めていくのかといった観点も重要である。今般の事案では、近隣に利用が低調な農工団地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画されたという事案が判明したこともあり、かかる事態は当該市町村の土地利用のあり方を考えた上では決して望ましいものではなく、連絡調整により国が事務的に確認する意義はこうした点にあるものと思料する。

以上により、本通知の廃止は困難であるが、今後関係省庁や様々な地方自治体の意見も伺いながら、対応を検討してまいりたい。

なお、本通知は地方自治法第245条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法245条の2に抵触するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	73	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可期限の延長				
提案団体	山梨県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可は、一時転用が認められており、許可から3年後には一旦撤去し、再度許可を取得して設置しなければならないが、こうした規制を緩和し、本地の営農が長く限り設置を可能とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【国の方針】

平成24年3月28日付け(23農振第2508号)農水省通知で、法面等に太陽光発電パネルを設置する場合は3年を最長とする一時転用許可が必要であるとされ、転用期間満了時に撤去しなければならない。

一方、本地については、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通知で、本地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電パネルを設置する場合は、同じく一時転用とするものの、営農継続が確認できれば延長が可能と示された。

【農家等の意見】

法面等に設置する場合は、本地に支柱を立てて発電パネルを設置する場合に比べ、本地の作物への影響は少ないと考えられるので、法面等から3年を最長に撤去しなければならないことについては、延長して欲しいとの農家からの声が出ている。

また、防草シート代わりにシート型太陽光パネルの設置については、農作業に影響がなければ、設置期間の延長は問題ないのではないかとの意見がある。

【要望事項】

法面等に太陽光発電パネルを設置することについては、営農継続と法面機能を維持することを前提に、平成25年3月通知の本地の取り扱いに準じ、長期にわたる設置を可能とするよう規制の緩和が望まれる。

根拠法令等

農地法第4条及び第5条

(平成24年3月28日付け(23農振第2508号)農水省通知、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通知)

ご提案の法面等への太陽光発電設備の長期にわたる設置については、

- ① 設備のメンテナンスのために本地の利用が制限されることや土砂流出が発生する可能性が高まるなど、本地と法面等の一体的な維持・管理の面から支障を及ぼすおそれがあること
- ② 設備が設置されていることで農業用機械による効率的な利用が困難とならないかなど、担い手への農地の利用集積やほ場整備などの施策の推進に支障を及ぼすおそれがあること

等の問題があると考えられるが、先行事例における営農への影響等を検証しながら対応を検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ① 土砂流出の発生や本地と法面等の一体的維持・管理に支障がないよう、土地改良事業等により整備された強固な法面への設置に限る等、一定の許可要件の整備が必要と考えられる。
- ② 担い手への農地集積については、隣接地との連続した農作業を行う際に、法面を介して農作業機械が移動することはないと思われるが、面的な農地集積については、地域の集積計画との事前調整を行うなどの話し合いを行うことが必要と考えられる。
- ③ 平成24年3月28日付け農村振興局長通知(再生可能エネルギー発電設備の設置に係わる農地転用許可制度の取り扱いについて)の2(太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取り扱い)の項について、改正をお願いしたい。
その場合、平成25年3月31日付け農村振興局長通知にて既に営農型発電設備(ソーラーシェアリング)については一時転用許可毎のパネル撤去は行わない取扱いをされており、同様の取扱いをH24.3.28通知にも適応できないか検討いただきたい。
適応するに当たっては、撤去が不要な旨H24.3.28通知に明記する必要があると考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

先行事例における営農への影響等を検証しながら、今回いただいた意見も参考としつつ、対応を検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	134	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	中山間地域における「農業生産法人要件」の緩和				
提案団体	長岡市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業生産法人の要件である「その法人の主たる事業が農業であること」の判断基準を「農業の売上高が法人事業全体の過半を占めること」と定めた、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」の当該箇所を撤廃する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

<概要>

「農業生産法人」の要件は、農地法で「主たる事業が農業であること」と定められている。その解釈については、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」で「農業に係る売上高が事業全体の売上高の過半を占めていること」とされているが、中山間地域に限り、経営多角化を促し雇用確保と地域経営の安定持続への寄与を図る観点から「売上高の過半要件」を撤廃するもの。

<支障事例・必要性>

大規模資本企業の農業参入に歯止めをかけるための「農業売上高の過半要件」が、一般的に経営基盤が脆弱である中山間地域の既存の農業生産法人にとって、経営安定や多角化の阻害要因となる場合がある。中山間地域の農家が安定経営のため法人化し事業拡大する場合、農業生産だけではなく、複合的で多角的な経営が求められる。農業外収入が過半を超えると農業生産法人の要件を満たさなくなる現行基準下では、自立した産業として当然求められる、経営多角化が制限されることから規制緩和が必要。

<効果>

中山間地域での規制緩和により、農業生産法人が農業生産のみならず全国の中山間地域共通課題である独居老人への給食サービス、買物代行やバス運行、除雪などの事業を総合的に担うことが可能になる。そのような、農業外収入が事業全体の過半を占めるような法人育成と、コミュニティビジネスとして地域経営を持続させていくことが人口減少問題や活性化などの諸問題解決において有効な手段であると考えられる。

根拠法令等

農地法第3条第2項、農地法施行規則第2条、農地法第2条第3項の解釈基準を示した、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付12構改B第404号)

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

農業生産法人の「法人の主たる事業が農業であること」という要件(事業要件)における「農業」には、農業に関連する事業(販売・加工等)を含みますので、農作物の販売金額だけでなく、関連事業の売上げも、農業に係る売上高としてカウントすることが可能です。

また、法人の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式により全面自由化され、リース方式の場合、事業要件はありませんので、御提案にあるような複合的で多角的な経営を行う法人であっても、農業生産を行うことが可能ですので、同制度の御活用を御検討願います。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

除雪の請負やコミュニティバスの運行、給食・配食サービス、買物弱者サービスまでが農業の関連事業と解されるのか疑問。

基盤が脆弱で、規模的にもコスト的にも条件不利な中山間地域では、農業生産法人が地域の農業を守りつつ、除雪の請負や給食・配食サービス、買物弱者サービス、コミュニティバスの運行など、コミュニティ事業を取り込みながら、地域経営として継続的な発展を図っていく方が、より地域の実情にあっている。(農業法人とは別に株式会社を設立するのは負担が大きい)

このため既存の農業生産法人の経営発展という観点から、提案するものである。

あくまで、地域内で既に農業生産法人を営む者が多角的経営を行うことを前提とした提案である。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行われたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

農業生産法人の「法人の主たる事業が農業であること」という要件(事業要件)における「農業」には、農業に関連する事業(販売・加工等)を含みますので、農作物の販売金額だけでなく、関連事業の売上げも、農業に係る売上高としてカウントすることが可能です。

なお、地域内に既にある農業生産法人以外の法人(例えば建設会社)が、農地を借りて農業経営を行いながら、除雪の請負やコミュニティバスの運行、給食・配食サービス、買物弱者サービスなどの多角的経営を行うことは可能です。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	596	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	遊休農地等の権利移動に係る許可要件(下限面積要件)の撤廃				
提案団体	京都府				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

遊休農地等の権利移動に関して、解除条件付き貸借により権利を取得する場合(法人を除く)には、許可要件である下限面積については撤廃する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の内容】

農地の権利移動の許可を受けるためには、50アール以上の権利移動であることが必要(下限面積要件)だが、市町村農業委員会は、遊休農地等が相当数存在する区域において、新規就農を促進するために当該面積を引き下げることができる。そのような中、喫緊の課題である耕作放棄地対策や空き家対策等を京都府全域で迅速に進めるため、遊休農地等に関し、個人が解除条件付き貸借関係による権利取得をする場合に限り、下限面積の撤廃を求めるもの。(なお、「効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」を許可要件とする。)

【支障事例・提案の必要性】

京都府では、農山村地域の再生のため、耕作放棄地の未然予防、耕作放棄地及び空き家の利活用並びに新たな担い手づくりを目指した条例の制定を検討しているが、農業研修等によりある程度の農業技術を習得した者が、農村で空き家と小規模農地をセットで借り入れ、移住等を推進する施策を円滑に進めるためには、農地取得の制限中、下限面積がネックとなっている。

【農業経営基盤強化促進法との関係】

なお、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を定めた場合、賃貸借に関し下限面積制限が適用されないこととなるが、賃貸借期間満了後返還される仕組みであり、借り主の立場が不安定なことから、許可又は解約の合意がない限り契約が解除されない農地法第3条の許可を得て行う制度の緩和を求めるもの。

根拠法令等

農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第17条第2項

下限面積要件については、平成21年の農地法改正において、農業委員会が、新規就農を促進する観点から、地域の実情を踏まえて任意の面積を設定できるよう措置しています。また、この下限面積の設定は、市町村全域で一律に行う必要はなく、区域を区切って行うことが可能です。

このため、御要望については、空き家周辺の耕作放棄地が存する地域を中心に区域を設定し、その区域に小規模の別途の下限面積を定めることにより、現行制度の下で対応可能です。

なお、区域の設定については、地区、集落、番地単位で指定する場合のほか、御要望と同様、耕作放棄地対策や空き家対策として一筆単位で区域設定を行っている例もありますので、同制度の活用を御検討下さい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地法の権利移転許可に係る下限面積要件は、生産性の高い農業経営によって効率的に利用されることを目的としているものであるが、農業委員会毎に下限面積を設定可能とする現行制度下では、耕作放棄地対策としての効果が発揮できていないため、本府では、緊急対策として条例を制定し、新たに就農しようとする者等による耕作も含めて耕作放棄地の解消を行おうとしている。

就農希望者と空き家及び農地の迅速なマッチングと新規就農希望者の受け入れを促進するうえで、移住者等に限って、農業委員会毎に異なる下限面積を统一的に引き下げる必要があるが、現行制度下では多くの農業委員会の合意を得ることが短期的には難しいことから、条例の円滑な運用に支障を来すことが考えられる。

なお、耕作放棄地に係る各市町村ごとの下限面積の定めがなくとも、制度の目的は損なうことなく、耕作放棄地解消にはより効果的と考える。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行われたい。

御提案の内容は、前回回答のとおり、現行規定により対応することが可能ですので、判断権者たる農業委員会と調整願います。

なお、下限面積要件については、平成21年改正により耕作放棄地の解消・発生防止など農地の有効利用の観点から、より柔軟に下限面積を設定できるよう、設定権限について、都道府県知事から農業委員会に移譲した経緯があります。このような経緯を経て基礎自治体である市町村単位で設置される農業委員会において判断することとされている事項について、都道府県において一律に規律することは、地方分権の趣旨にも逆行するものと考えています。

また、農地の賃貸借期間については、最長で50年まで設定可能であり、農用地利用集積計画を活用する場合でも長期に安定的に農地を利用することができますので、この制度を活用して新規就農を進めることも御検討ください。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	712	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	市町村が農地を取得する際、許可不要にすることについて				
提案団体	近江八幡市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

国または都道府県の場合は、この権利が認められており、その許可も不要とされている。これについては、農業大学や農業高校や試験場等の所有・運営の必要性からと考えるが、今後においては、農業の一層の振興、特に食育や地産地消をはじめとしたまちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町村においても、農地の権利移動を許可不要としていただくよう取り計らいをいただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

これからの農業の保全振興を考えた場合、基礎自治体である市町村が農地を積極的に取得し、食育や地産地消をはじめ、都市と農村地域の交流等を見据えた様々な事業を展開しながら、活用を進めていくことは大変重要である。また、長期的にはまちづくりや都市経営の観点からも、基礎自治体の農地取得による多角的な活用が求められると考える。

したがって、現在の農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要としていただきたい。

また、本件については、これからの特色あるまちづくりの重要性から、個々の自治体の発意に応じて選択する「手挙げ方式」の採用についても、考慮いただきたい。

根拠法令等

農地法第3条第1項第5号
農地法第3条第2項第2号
農地法施行令第6条第1項第1号ロ

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

市町村による公用・公共用の農地取得については、市町村自ら作成する農用地利用集積計画によって行われる場合には、農地法の許可不要となっており、現行制度でも対応可能です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

安定した農業経営と農地の保全及び地方創生に取り組む観点から、限られた土地資産を有効に活用することが必要不可欠である。農業的土地利用に加え、現行の農業基盤の整備状況や周辺の開発状況を踏まえながら、農家が多様な用途への土地活用を前提とした都市的土地利用に、農地を供することにより、この収益がさらなる農業投資へとつながり、安定的・積極的な農業経営を可能とする。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画は、本市が提案する趣旨・目的と異なることから、再度、農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要とされることを望む。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行われたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

農地の利活用を目的とした市町村の農地取得については、市町村自ら作成する農用地利用集積計画によって行われる場合には、農地法の許可不要となっており、現行制度でも対応可能です。

御提案のように、農業の振興(特に食育、地産地消、都市と農村地域の交流)等を目的として、市町村が農業利用目的で農地を取得するものであれば、市町村が定めた農業経営基盤強化促進基本構想に反する内容でない限り、農用地利用集積計画を活用することは十分可能です。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	76	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の補助要件の見直し				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

耕作放棄地再生利用緊急対策事業の助成措置にある再生利用活動の区分において、土壌改良は2年目までとされているが、5年間に拡大いただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

土づくりの最終目的は、農家が期待するような生産量又は品質を安定的に与えてくれる土壌をつくることである。

痩せた土壌を正常な状態に回復させるには、少なくとも3年間程度の期間は必要であり、本市の農業指導センターでは、農家から提出された耕作放棄地の土も含む年間200件程度の土壌分析を実施したところ、ほぼ全件について土壌改良の必要があるとの診断結果が出ている。

例えば、ビニールハウスで栽培する野菜等は、雨が降らないことなどにより肥料が土の中に浸透しにくく、表面に堆積すること、ハウレンソウなども作付け前に土に石灰を撒くため、土の中に浸透しないと、土が極度にアルカリ性になり、土壌改良の必要性も高いことから、再生後2年目までの期間に制限せず、農業の根幹となる土づくりへの支援期間を手厚くすることで、これまで同事業に躊躇をしていた農業者が、安心して活用できる事業と成り得るものと考えます。

なお、5年間という期間は、同対策実施要領で、再生した農地において5年間の耕作状況の確認のみならず、指導、支援等が求められているため。

根拠法令等

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱
別紙1 第4助成措置の1 第1の1関係(1)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

土壌改良に対する国の支援は一般的に単年度で行われており、地力の状況に応じて、土壌改良材や有機資材を投入している。

しかしながら、耕作放棄地は長期間営農されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、特例的に、2年目にも土壌改良を行うことができることとしており、これより長い期間の土壌改良について支援するのは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農林水産省の回答のとおり、「耕作放棄地は長期間営農されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、特例的に、2年目にも土壌改良を行うことができること」という現行の国における支援内容は、理解している。

しかし、耕作放棄地の再生については、全国の自治体で大きな問題になっていることや、農地の再生に取り組む農家等の担い手にとっては、それぞれ栽培している作物に違いがあり、耕作しようとする土地の地力等の条件にも違いがあるため、地力の状況に応じた支援年数の延長が必要と考える。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

耕作放棄地では地力が低下していることが多く、安定した農業生産を行うためには土づくり等の期間を要する。農業生産の安定が図られる5年程度の助成による支援が必要であることから、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

耕作放棄地は長期間営農されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、土壌診断の結果等に基づき、特例的に2年目にも土壌改良を行うことができることとしている。

なお、作物や耕作しようとする土地の地力等については、現場条件等により様々であることは理解するが、現在でも交付金の需要は多いため、土壌改良の支援年数を延長すれば、交付対象地区数に影響することから、対応は困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	627	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金における簡易な基盤整備の緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、耕作放棄地に隣接する森林、原野等についても一体的に整備できるよう制度の緩和を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

本県では、生産基盤整備と農地の集積により、経営力の強化に取り組んでいるところであり、耕作放棄地の活用による規模拡大の場合は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を有効に活用しているところである。しかし、離島や半島、中山間地域においては、一筆あたりの面積が小さいため、耕作放棄地と隣接地を一体的に再生し、農地として利用することが有効と考えられるが、隣接地が原野等農地以外の地目となっているケースも多く、一体的な解消に取り組めない状況にある。

【制度改正の必要性】

小面積の耕作放棄地の解消を加速させるためにも、耕作放棄地を含む複数筆を一体に整備する場合においては、原野等についても当該交付金の支援対象していただくよう、要件緩和を要望する。

根拠法令等

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、保全管理が行われていなかった等により荒廃した農地の再生・有効利用を図ることを目的とした事業であり、周辺の原野等を取り込んで行う農地の造成は目的を超えるものである。

なお、農山漁村における定住や都市との地域間交流等を促進することにより農山漁村の活性化を図ることを目的とした農山漁村活性化プロジェクト交付金においては、農地と原野等の一体的な整備も事業メニューとしているところであり、同事業の活用も検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農山漁村活性化プロジェクト交付金については、要件、事務手続きが比較的複雑となります。また、事後評価等も必要となってくることから、農山漁村における定住、都市との地域間交流等を促進することを目的とした耕作放棄地解消は困難と考えます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

効果的な耕作放棄地解消を図るためにも、農地以外の地目についても当該交付金の支援対象とするべく、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、荒廃した農地の再生・有効利用を図ることを目的とした事業であり、現在でも交付金の需要は多いため、農地の造成をできることとすると、交付対象地区数に影響することから、対応は困難である。

また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金よりも1地区あたりに多額の国費が必要となることから、所要の事後評価等を行う必要があることについては、ご理解いただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	754	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務手続きの簡素化				
提案団体	兵庫県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付先を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続きを簡素化すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
耕作放棄地を再生利用する活動への支援を行う「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に基金を造成し、都道府県協議会が、地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。

【制度改正の必要性】
しかし、事業実施にあたっては、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続きが煩雑であるため、事務手続きを簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。

【改正による効果】
耕作放棄地の再生については、H26年度に創設した農地中間管理機構を活用した取組みなど、構成員である県や市町が主体的に行っているため、県、市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関による事業の周知や指導があわせて可能になるとともに、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域に根付いた知識に基づく指導も可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができるようになる。

さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。

なお、改正後、協議会は、関係団体との情報共有を図り、連携して進めるための重要な協議の場として活用される。

根拠法令等

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金では、協議会が事業を実施する方式(都道府県段階では、都道府県に加え、農業会議、都道府県土地改良事業団体連合会、農業公社等が協議会会員となっている。市町村段階では、市町村に加え、農業委員会、土地改良区、農業公社等が会員となっている。)としているのは、これらの多様な主体の参画・連携することにより、耕作放棄地を再生し、営農再開をするにあたり、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等に関して農業者等を総合的に支援することができることによるものである。

したがって、協議会が事業を実施する方式は、道府県や市町村単独で実施する方式に比べ、関係機関同士の情報共有・連携が緊密に図られ、農業者を総合的に支援できるため、協議会方式の方が適当であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・現状においても、都道府県、市町村、JA等関係機関、団体間の情報共有及び連携は十分にできている。
・交付決定等事業の事務手続については、地域の実情を熟知している都道府県及び市町村が行うこととすることにより、より迅速で効率的な事業の推進が可能となる。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する耕作放棄地対策事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用などを含め、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
各機関との連携方法をはじめ事務の簡素化等の見直しに向けた検討を求める。

耕作放棄地を再生し、営農再開をするに当たっては、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等の総合的な支援が必要であるため、都道府県、市町村、JA、農業委員会等関係機関が情報共有及び連携し、協議会方式で事業を実施することが適切である。

また、交付決定等事業の事務手続については、協議会の中の話合いで決められた事務局において行われている。事務局は、県段階では都道府県や農業会議等、市町村段階では市町村や農業委員会等が担っており、地域の実情に応じて、協議会の話合いで決められていることから、話合いに基づき、都道府県や市町村が事務局となることも可能である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	911	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

県の遊休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。

根拠法令等

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、平成21年度に策定された食料・農業・農村基本計画に基づく、食料自給率の向上のために必要な農地の確保に資する、国の重要な政策手段として、耕作放棄地の再生を支援する事業である。

また、本交付金は、国の支援の在り方として地方の自主性や主体性を尊重するため、協議会が事業を実施する方式(都道府県段階では、都道府県に加え、農業会議、都道府県土地改良事業団体連合会、農業公社等が協議会会員となっている。市町村段階では、市町村に加え、農業委員会、土地改良区、農業公社等が会員となっている。)としており、これらの多様な主体の参画・連携することにより、耕作放棄地を再生し、営農再開をするにあたり、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等に関して農業者等を総合的に支援することができる。

このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分ご活用いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援する制度である。その技術指導等の実務は県、市町村、農業委員会等が行っている。県の遊休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求める。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する耕作放棄地対策事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

各府省からの第2次回答

耕作放棄地の再生利用に当たっては、都道府県や市町村に加え、農業委員会や農地中間管理事業を行う農業公社等が重要な役割を果していると考えられる。このため、地域の実情に応じて、これらの者を会員とすることができる協議会方式が適当である。

また、耕作放棄地の再生は、平成21年度に策定された食料・農業・農村基本計画に基づく、食料自給率の向上のために必要な農地の確保に資する、国の重要な政策課題であることから、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を財源移譲の対象とすることは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	111	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	中央卸売市場業務にかかる業務規程に関して、農林水産大臣の認可を一部の事項につき事後報告とすること				
提案団体	仙台市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

消費税法及び地方税法の改正に伴い、中央卸売市場業務にかかる業務規程の変更が発生し、当該規程変更にあたっては卸売市場法に基づき農林水産大臣の認可が必要となっている。消費税法及び地方税法の改正に関し、税負担の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせていることを踏まえ、消費税率の変更に伴う業務規程の変更については、事後報告に変更すべきである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

本年4月の消費税率の5%から8%への引き上げに伴い、業務規程に相当する仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則に規定する、卸売業者が市長に提出すべき報告書の「卸売予定数量等の報告」及び「売買仕切り書の記載事項」の消費税率を100分の5から100分の8に改めた。この変更については農林水産省より大臣の認可が必要との見解が示されたことから、認可申請を行った。

認可申請には、必要な利害関係者への意見聴取、条例の改正に係る議案の議決証明書発行の事務処理が必要となり、多大な時間と労力を費やした。

【制度改革の必要性】

消費税法の改正は国会で審議・議決され、また、法改正後、物価担当官会議を開催し消費税の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせていることを踏まえれば、このように法改正に起因し、政府の方針が明確に示されているものについては大臣の認可事項から除外する必要がある。

【類似事例】

一般ガス事業者の定めるガス料金については、ガス事業法第17条第6項で「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合」には、値上げによる約款の変更に伴う経済産業大臣の認可を必要としないと規定されており、経済産業省令で定める場合として、ガス事業法施行規則第19条の3の2第1項第2号で「消費税相当額の増加に対応する場合」と定められている。これにより、消費税増税によるガス料金の改定については、大臣の認可を必要としていない。

根拠法令等

卸売市場法第9条、第11条
卸売市場法施行令第7条

現在、中央卸売市場における取引に関しては、課税事業者と免税事業者とを区別して取り扱うことを不要とし、効率的な運営を行う観点から、買受人には見積もった額の108分の100に相当する金額を提示させ、その8%に相当する額を上乗せした価格を卸売価格とするよう、「中央卸売市場における業務運営について」(平成12年3月31日付け食流第746号総合食料局長通知)を発出し、指導を行っている。

この場合、せり等に係る価格は、卸売価格の108分の100に相当する金額となるが、これは免税事業者にとっては、あくまで課税事業者と同一の尺度で比較出来るようにするために用いる計算上の額であり、8%相当分も消費税相当額ではない。

そのため、現行の仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則の記載事項は、消費税とは異なるものであり、仮に御指摘があったガス事業法施行規則の規定と同趣旨の規定を設けたとしても、農林水産大臣の認可は必要となる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

条例改正や認可申請を不要とするなど事務の簡素化を図るべく、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

現在、中央卸売市場における取引に関しては、課税事業者と免税事業者とを区別して取り扱うことを不要とし、効率的な運営を行う観点から、買受人には見積もった額の108分の100に相当する金額を提示させ、その8%に相当する額を上乗せした価格を卸売価格とするよう、「中央卸売市場における業務運営について」(平成12年3月31日付け食流第746号総合食料局長通知)を発出し、指導を行っている。

この場合、せり等に係る価格は、卸売価格の108分の100に相当する金額となるが、これは免税事業者にとっては、あくまで課税事業者と同一の尺度で比較出来るようにするために用いる計算上の額であり、8%相当分も消費税相当額ではない。

このため、現行の仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則の記載事項は、消費税とは異なるものであり、仮に御指摘があったガス事業法施行規則の規定と同趣旨の規定を設けたとしても、農林水産大臣の認可は必要となる。

一方、当該認可申請をする際に農林水産大臣への業務規程の提出を求めているものの、業務規程の記載事項の一部について、条例以外の形式(規則等)により定めることとしても卸売市場法上の問題はない旨、「中央卸売市場業務規程の作成について」(平成11年10月1日付け食流第3083号食品流通局長通知。以下「中央卸売市場業務規程例」という。)を発出し、指導を行っているところであり、自治体の裁量において、「卸売予定数量等の報告」及び「売買仕切書の記載事項」に係る規定の一部を規則等で定めることは可能である。

このため、今後消費税率の引上げの決定等により中央卸売市場業務規程例を一部改正する際には、必ずしも条例で制定する必要はない(規則等で定めておけば条例改正は不要となる)旨を併せて周知し、自治体

の事務の簡素化を図ってまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	166	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定について、適正価格を担保することを前提に、地域の実情に合わせ、県の裁量により行うことができるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

学校給食用牛乳供給対策要綱第6により、知事は供給価格及び供給事業者を毎年度決定することとなっている。

また、学校給食用牛乳供給対策要領第2により、知事は供給価格及び供給事業者の決定に当たり、競争原理を機能させることが義務付けられている。

しかしながら、当県では、県内産牛乳で牛乳を製造するメーカーが1者(県内のみ)しかなく、競争原理を導入した価格決定で、県外事業者(県外産牛乳)に供給業者が決定される場合があり、平成26年度には県内の一部の市町で県産牛乳を児童生徒に供給できない事態が発生した。

本県では、県産品の利用促進を図り、活力に満ちあふれ、県民が心豊かに安心して生活できる県の構築を目指した鳥取県産業振興条例を制定するとともに、地産地消を推進してきているが、今回の事態はこれと相反するものとなった。

については、県内に県内産牛乳で牛乳を製造するメーカーが1者しかない場合においては、県の設定する予定価格との見積もり合わせで適正価格を担保するなどにより、価格決定等を県の裁量により行うことができるよう規制緩和が必要である。

根拠法令等

学校給食用牛乳供給対策要領第2

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第24条の3の4により、国は、国内産牛乳の学校給食への供給の円滑化を図るため、必要な措置を講ずるものとされており、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として学校給食用牛乳供給対策要綱等を各都道府県知事に通知し、協力をお願いしているところです。

供給価格及び供給事業者の決定を含めた本件に係る都道府県の事務は、自治事務に当たるものであり、技術的助言の内容を実施するか否かの判断は都道府県知事の裁量の範囲となることから、本提案事項に関して特段の規制緩和が必要となるものではありません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

県の裁量で通達による事務を実施しないことにより、学校給食用牛乳供給対策事業の補助の一部が受けられないことがないようにされたい。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

なお、供給事業者と給食実施者との間の契約により決定することができるような仕組みについても検討されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

前回お答えしたとおり、学校給食への牛乳供給については、学校給食用牛乳供給対策要綱等(以下「対策要綱等」という。)を技術的助言として通知し協力をお願いしているところであり、この内容を実施するか否かの判断は都道府県知事の裁量の範囲となります。しかしながら、学校給食用牛乳等供給推進事業のうち、学校給食用牛乳安定需要確保対策事業については、供給価格に応じて補助金を算定する方式を採っていることから、全額国費で負担している本事業を活用する上では、対策要綱等に基づき透明性の高い手法を通じ適正に供給価格及び供給事業者を決定する必要があります。

提案団体である鳥取県とは、本手続による要請とは別に、これまでも提案内容(供給価格及び供給事業者の決定方法)について密接に協議を進めてきているところです。今般、提案団体である鳥取県からは、対策要綱等に基づき県の関与により適正な供給価格及び供給事業者の決定を実現する方針と聞いており、現行規定により対応可能なものとなっております。

なお、学校給食用牛乳安定需要確保対策事業を活用しない場合、供給事業者との契約により供給価格及び供給事業者を決定することは従来から可能であり、また、別途、こうした契約ができる事業(高付加価値牛乳地域利用推進事業)も用意しているところです。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	182	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)の見直し				
提案団体	秋田県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)を実勢単価に即したものに見直すこと

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【見直しの必要性】

畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)が、現在の工事費単価の実情と乖離したも
のとなっている。

国では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、
実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用のかかり増
しが発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施
が困難となるケースが発生している。

根拠法令等

畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)

畜産公共事業は、平成21年度をもって終了し、現在は、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知)の事業メニューとして草地畜産基盤整備を実施しているところ です。

お問い合わせのありました公共事業については、交付決定通知により、公共工事の品質確保に関する法律(平成17年法律第18号)に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた契約を行い、工事の品質を確保するよう通知しているところですので、農山漁村地域整備交付金交付決定通知をご覧ください。

また、公共事業の労務単価については、国土交通省が昭和45年より農林水産省及び国土交通省における公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価を決定するため、公共事業労務単価調査を実施し、これに基づき、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価として、毎年定期的にホームページを用いて公表しているところであり、各県では、これらの資料を参考に労務単価を決定していますので、適正な執行をお願いします。(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

なお、農業機械の急速な普及や高度化に伴い、過剰投資が危惧されることから、建物附属施設及び機械等については、システムや機種等の比較検討を十分に行い整備費の節減を図るとともに、国民の皆様に納付をいただいた税金を用いて事業を実施していることから、予算を効率的に執行する観点に加え、受益者の負担も増加することから、当該交付金の節減に努められるようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)については、畜産公共事業終了後の現在においても、公共事業の計画策定に係る畜舎整備の工事費単価のガイドラインとして使用されている実態にあるため、本上限値については明確に廃止するべき。

また、実勢価格を踏まえた新たな畜舎整備の工事費単価の基準を策定し、定期的な見直しを行うべきである。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

工事費単価の上限(H11年3月)が、畜産公共事業終了後の現在もガイドラインとして使用されている実態にあるとのことですが、当該事業に代わり、現在は、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知)の事業メニューとして、上限の設定のない草地畜産基盤整備事業(以下「本事業」という。)を実施しており、そのような使用は不適当と考えています。

また、本事業の計画策定において、国が総事業費の算定方法を指定している事実はなく、本事業を実施している主要道県からの聞き取りでは、各事業参加者の構想が決まった段階で、直近の入札状況や仮見積もりなどから総事業費を決定しているとのことでしたので、他県の事例を参考としてください。

併せて、新たな畜舎整備の工事費単価の基準を策定すべきか聞き取ったところ、①各県にて工事の予定価格算出のため地域毎に調査した労務単価・資材単価の積算単価表を策定し、土木工事や建築工事の予定価格の積算としており、②気象条件、地理的条件、資材費・労務単価の高騰、建設関連従事者の不足状況等の事情が地域毎に異なることから、新たな基準の策定は実態になじまないとのことでした。

さらに、前回お答えしたように、本事業については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び公共工事の品質確保に関する法律(平成17年法律第18号)を遵守し、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、総合的に優れた契約を行い、工事の品質を確保するよう通知しています。また、東日本大震災以降、全国的に資材費や労務単価が高騰しており、今後も変動が見込まれることから、「公共事業の円滑な施工確保対策」(国土交通省公表)により、最新の労務単価等を用いることに加え、公共事業の標準請負約款にて資材単価と労務単価等について物価スライド条項を活用するなど現場の実情に応じた対応について周知しているところです。

なお、建築費の高騰は受益者の負担も増加し、今後の営農計画にも支障を生じることから、工法の見直し等の工夫により建築費の低減が図られるよう配慮をお願いします。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	293	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農事組合法人の事業要件の緩和				
提案団体	三重県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農事組合法人の農業経営の安定化に向け、農事組合法人の形態のまま、他者が生産する農畜産物を使用した製造又は加工事業を実施することができるよう事業範囲の緩和を図る。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例等】

農業協同組合法第72条の8第1項第2号により、農事組合法人の事業範囲は、自ら生産する農畜産物を原料又は材料とする製造又は加工事業と規定されており、他者から仕入れた農畜産物や獣肉等を使用する農家レストラン等の6次産業については、農事組合法人の形態のままでは実施することが難しい。

【制度改正の必要性等】

6次産業は農業経営の安定化と地域の活性化に寄与すると考えられ、農事組合法人の事業範囲を緩和し、6次産業に参入しやすい環境を整える必要がある。

また、現在の制度では、株式会社への組織変更が想定されているが、議決権が出資割合に応じる株式会社よりも一組合員一票の議決権である農事組合法人の方が6次産業を担う集落営農に馴染みやすいこと、農事組合法人の方が法人税負担が軽いこと、設立手続きが容易であること等を踏まえると、農事組合法人における事業範囲の緩和が必要である。

根拠法令等

農業協同組合法第72条の8第1項

農協法第72条の8第1項の規定に基づき、農事組合法人は農業の経営を行うことができるとされており、「その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの」も含まれています。

この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等についても、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストランを行うことも可能です。

なお、農事組合法人は、農業生産に関する初歩的、部分的な協業を開始するに当たって法人格が取得できる特別な制度であり、その経営を発展させる中で、さらに事業規模の拡大や多角化をするような場合には、農協法第73条の2の規定のとおり、既に農事組合法人から株式会社への組織変更の制度が設けられているところです。(現在の株式会社については、1組員1議決権的な運営も可能です。)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○農事組合法人が取り組む6次産業化については、「自らが行う農業に関連する範囲でできる」と解されている。一方、自らが行う農業に関連する範囲を超えた場合は、組織変更が必要となるが、6次産業化の取組初期においては、中長期的な事業計画が固まっていないことが多く、組織変更の必要性を判断することが難しい。

農事組合法人の形態のまま6次産業に参入しやすい環境を整備するため、試行期間においては、「自らが行う農業に関連する範囲」を超えて、6次産業化に取り組めるよう措置を検討いただきたい。

なお、現行制度で対応可能であるのならば、その解釈を示す通知を发出されたい。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

農事組合法人の農業経営の安定化を図るため、事業範囲の緩和は必要である。

なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

第1次回答のとおり、農協法第72条の8第1項の規定に基づき、農事組合法人は農業の経営を行うことができるとされており、「その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの」も含まれています。

この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等についても、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストランを行うことも可能です。

このことについては、都道府県の農協及び農事組合法人の指導担当者を集めた農協指導・一斉調査担当者会議(平成25年4月22・23日開催)において、情報共有するとともに、農水省のホームページ上の資料「農事組合法人から株式会社への組織変更について(平成25年10月)」においても、農事組合法人が小規模な農家レストランを経営することが可能であることを明記しています。

引き続き農事組合法人の制度の趣旨・目的、制度の概要(事業の範囲等)等について、各般の機会を捉え周知を進めてまいります。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	327	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	野菜価格安定対策事業の産地指定における共同出荷割合の見直し				
提案団体	大分県、長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

野菜指定産地の基準について、野菜指定産地の作付面積要件は満たしているものの、共同出荷要件(区域内指定野菜の出荷数量に対する割合が3分の2超)を欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。指定野菜の安定的な供給体制の確立や、セーフティネット機能の強化による担い手の確保、規模拡大を進めるため、共同出荷要件を廃止し、対象産地を広く捉えることを求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

国民の消費生活を維持するために必要な野菜を生産する野菜指定産地は、対象市場に安定的に出荷するための出荷計画を立て、需給バランスを維持する重要な役割を担っている。野菜価格安定事業は、これまで大規模生産者要件の追加等改正を行ってきた経緯があるが、野菜指定産地の規模要件は満たしているものの、共同出荷要件が欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。そのため、農家の不安定な経営状況を招き、産地縮小が加速するとともに消費者への安定供給が心配される。

特に、大分県では、園芸品目の生産拡大を積極的に実施し、就農者の確保、産地拡大を進めており、高齢化や後継者不足が加速する農村地域では、新たな担い手を確保し、産地の維持拡大を図るため、セーフティネット機能が必要である。

一方、今年度から開始される農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を進め、経営規模の拡大や産地規模の拡大など、野菜指定産地の活性化を進める好機である。

市場出荷における需給バランスの調整と農業経営の安定化を図るため、今後、産地の主体となる大規模経営体を中心とした産地拡大を進めるとともに、共販要件を廃止し、対象産地を広く捉える必要がある。

(現行要件)共同出荷2/3以上 → (改定案)廃止

根拠法令等

野菜生産出荷安定法施行規則第2条

野菜指定産地は、消費者への指定野菜の安定供給を図るため、一定の生産地域を指定していますが、具体的には、面積要件のほか、一定のまとまりをもったロットを出荷するとともに計画出荷による需給の安定が図られるよう、共同出荷割合2/3以上の要件を設定しています。

仮に、共同出荷割合要件を廃止した場合、計画出荷による需給安定が図られなくなり、価格が乱高下するおそれがあることから、共同出荷割合要件を廃止することは困難です。

なお、指定産地になった後、(独)農畜産業振興機構への登録を行った大規模生産者が市場へ出荷する野菜の数量を共同出荷数量にカウントすることは可能であるため、こうした農家の制度加入促進についても御検討ください。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

大分県では、多くの産地で高齢化が進んでおり、産地規模の縮小と生産の不安定さが増している状況にあるため、大規模農家の生産規模(出荷ロット)と生産技術が安定供給に果たす役割は今後、ますます大きくなると考えている。

一方、流通の多様化からJA系統出荷だけでなく多様なチャンネルを持つ生産者が増加する傾向である。共同出荷要件を撤廃しても需給安定が図られなくなるのでは無く、指定産地外の大規模経営者が参加することで消費者への安定供給が可能となるものと考えている。

しかし、指摘のあった(独)農畜産業振興機構への登録は、指定産地の区域内で生産されることが必要であり、新たな産地の指定時にはカウントできない。

新規就農者や規模拡大する農家にとって価格安定制度がセーフティーネットとしてインセンティブとなることから新たなスキームとして検討願いたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

野菜価格安定対策においては、共同出荷のもとに出荷量が把握され、安定的に野菜が供給されているものとする。対象産地を広く捉えても共同出荷率を定めておかなければ、価格安定対策としての差額補てんが出来なくなる懸念もある。

一方で、生産者がスーパーマーケットなどと直接契約を行う例が増えており、共同出荷要件を満たすことが難しくなっている状況もある。

地域の実情を勘案し、必要な見直しを検討されたい。

指定産地制度を導入しているのは、より供給能力が高く(面積要件)、共同出荷を通じた計画生産・出荷による需給安定の効果が高い(共同出荷割合要件)産地に、限られた財政資源を集中的に投入することにより、消費者に対し、効率的かつ効果的に安定的な価格で対象野菜を安定出荷するためです。

このため、共同出荷割合要件を廃止すれば、限られた財政資源の中で、計画生産・出荷による需給安定の効果は十分得られなくなるおそれがあります。したがって、共同出荷割合要件を廃止することは困難であることをご理解下さい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	858	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の見直し				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

中山間地域や条件不利地域の野菜産地に適応した独自の制度設計による価格保証が行えるよう、共同出荷割合に係る国の一律の要件を弾力化する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定野菜価格安定事業の対象については、野菜生産出荷安定法第4条に基づき、種類、面積、共同出荷割合(農協等の共同出荷組織による出荷数量の全出荷数量に対する割合で2/3又は1/2)が設定されているが、本県の野菜の多くは、急傾斜地や中山間地で生産されており、一律のまとまり要件を満たすことが難しく、指定産地数は、平成15年度26産地あったが、26年度には17産地と大幅に減少してしており、さらに、さといも、たまねぎの2産地では、共同出荷割合が1/2を下回ることが懸念される。

国は、平成26年3月31日付けで面積要件を緩和したが、共同出荷割合は見直しがされなかったため、一律要件の弾力化(中山間地域や条件不利地域では共同出荷割合を1/3にするなど)が必要である。

これにより、地域の立地条件や気象条件に適した独自性を有する野菜産地拡大維持を図ることができる。

根拠法令等

野菜生産出荷安定法施行規則第2条

野菜指定産地は、消費者への指定野菜の安定供給を図るため、一定の生産地域を指定していますが、具体的には、面積要件のほか、一定のまとまりをもったロットを出荷するとともに計画出荷による需給の安定が図られるよう、共同出荷割合2/3以上の要件を設定しています。

仮に、共同出荷割合要件を廃止した場合、計画出荷による需給安定が図られなくなり、価格が乱高下するおそれがあることから、共同出荷割合要件を大幅に引き下げることが困難です。

なお、作付面積の小さい中山間地域向けには、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を措置しており、指定野菜の対象産地(特定指定産地)として、共同出荷割合要件を原則1/2としていますので、当該事業の活用も御検討ください。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本県における、指定産地数は、平成15年度26産地あったが、26年度には17産地と大幅に減少し、出荷量も9年間で23%減少している。出荷量を確保し、需給の安定を図るためには、共同出荷割合の要件を緩和し、指定産地数を拡大することが必要である。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

野菜価格安定対策においては、共同出荷のもとに出荷量が把握され、安定的に野菜が供給されているものとする。

一方で、生産者がスーパーマーケットなどと直接契約を行う例が増えており、共同出荷要件を満たすことが難しくなっている状況もある。

地域の実情を勘案し、必要な見直しを検討されたい。

指定産地制度を導入しているのは、より供給能力が高く(面積要件)、共同出荷を通じた計画生産・出荷による需給安定の効果が高い(共同出荷割合要件)産地に、限られた財政資源を集中的に投入することにより、消費者に対し、効率的かつ効果的に安定的な価格で対象野菜を安定出荷することを目的としています。

このため、共同出荷割合要件を大幅に引き下げれば、限られた財政資源の中で、計画生産・出荷による需給安定の効果が十分得られなくなるおそれがあります。したがって、共同出荷割合要件を大幅に引き下げることが困難であることをご理解下さい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】
野菜生産出荷安定事業において、野菜価格暴落時に価格差補填給付金を交付することにより、野菜農家経営を安定させ、再生産を促し、消費者への安定供給を図っているところであるが、野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。
(具体例) 春だいこん 4月1日～6月30日 → 3月1日～6月30日
春だいこんの集荷については、3月に全体比率の3割を占めており、比重が高いため、集荷期間の延長が必要である。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

野菜価格安定対策事業の対象出荷期間は、その期間の生産量の水準、需給のバランス、価格形成の実態等を全国的かつ総合的に判断し、より適正な価格差補てんが行われるように定められています。

仮に、特定地域の実情のみに合わせて見直しを行った場合、保証基準額(補てん基準)の算定の基礎となる卸売市場の平均価格に影響し、他の春だいこん産地の出荷期間や保証基準額にも影響を及ぼすこととなるため、対応は困難と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

価格安定制度の目的は、生産者の経営安定と消費者への安定供給である。

全国の野菜の生産量が減少している中、産地としてこれまでに価格安定制度の対象となっていなかった時期が対象となることで産地としてのロットの増加につながり、産地の維持が図られるものとする。

生産者の経営安定と消費者への安定供給のためにも全国一律ではなく産地の実情に応じたきめ細やかな対応をお願いします。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

野菜生産出荷安定法施行令において、野菜を「主な出荷時期」で区分しているのは、出荷時期等により作型等が異なり、それに依りて価格形成が異なるためです。一方、指定野菜は、消費量が多く全国的な流通が行われていることから、同施行令における主な出荷時期は、特定の一部の産地ではなく、全国での生産・出荷動向により定められるべきものです。

このため、特定の産地の状況のみに依りて、同施行令で定める主な出荷時期を変更すること、例えば、春だいこんの出荷時期を前倒して設定(3月～6月→2月～6月)することは、同じ春だいこん産地の価格形成に影響を及ぼすのみならず、秋冬だいこん産地の出荷時期も変更(10月～翌3月→～翌2月)する必要があることとなるため、秋冬だいこん産地にも影響を及ぼすこととなります。したがって、同施行令を変更して、主な出荷時期を見直すことは困難であることをご理解下さい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	393	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業青年給付金の年齢要件の緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業青年給付金の年齢要件の引き上げ(年齢要件:原則45歳未満→55歳未満)を求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

大分県では、農業就業人口が平成17年から22年の5年間で約1万1千人(19.6%)減少していることから、県内外での就農セミナー、相談会などの取り組みにより、新規就農者の確保・育成に積極的に取り組んでいる。平成21～25年度の新規就農者数は884名であり、うち就農時年齢45～54歳の者は105名(自営就農者71名、雇用就農者34名)と、自営就農者の13.6%を占めている。また、地域農業の担い手である認定農業者のうち55歳以上の割合は、67.4%と高齢化が進んでいるため、45～54歳はまだ若手であり、大分県の基幹的農業従事者の平均年齢は68.0歳であることから、55歳で就農しても10年以上農業経営に従事し、地域農業の振興を担うことができる。

このようなことから、新規就農者の確保に向けて、青年就農給付金について、廃止された就農支援資金(研修資金)の中高年と同様の「55歳未満」への年齢要件の緩和を要望する。

なお、青年等就農資金については、新規就農時の施設等整備にかかる設備投資に対して融資される制度のため、中高年はある程度自己資金を有するものの、研修時の生活を支援する制度が必要と考える。

【現行要件:原則45歳未満→改定案:55歳未満】

根拠法令等

新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

現在、基幹的に農業に従事する者は174万人いますが、このうち65歳以上が約6割を占め、40代以下は約1割となっています。こうした中、持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外からの新規就農を促進し、世代間バランスのとれた農業構造にしていくことが重要です。

このため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月)において、「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」することを目標に位置づけています。この目標を達成するために、青年就農給付金等の事業を実施していますが、新規就農者が経営を確立し、定着するためには5年程度必要であることを踏まえ、原則45歳未満で就農する者を対象としているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

これまで国は、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年2月15日法律第2号）」により、中高年（40歳以上）の就農開始前の研修期を融資制度により支援していたが、制度廃止後は国の支援制度がない状況である。
地域農業の振興を担う新規就農者の確保には、45歳以上の就農希望者への支援も必要であることを踏まえて検討願いたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

青年就農給付金は「農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日改定)」において位置づけられた「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」という政策目標を達成するために実施していることから、新規就農者が経営を確立し、定着するためには5年程度必要であることを踏まえ、原則45歳未満で就農する者を対象としているところです。

御指摘の中高年への支援については、これまで就農支援資金の「就農研修資金」を含めて支援措置を講じてきたところですが、この就農研修資金については、近年ニーズが減少し、貸付実績が少なくなってきたことから、今般の制度改正では機械の整備等を支援する「施設等資金」に重点化し、中高年への貸付上限額を2700万円から3700万円まで引き上げるなど内容の拡充を図ったところです。
このように中高年の研修支援のニーズは限定されていると考えられ、政策目標を踏まえたよりニーズの高い支援措置に重点化して支援してまいります。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	641	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	青年就農給付金の要件緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

青年就農給付金に係る対象者要件の「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」を離島地域に限って適用外としていただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な定住及び人口減少抑制対策が必要である。また、資材の購入や生産物の出荷等に係るコストが本土地域と比較して割高となり、かつ輸送についても気象の影響を受けるなど、本土地域に無い経営リスクを負っている現状がある。

一方、青年就農給付金(経営開始型)における対象者要件は、「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」とされているが、離島部においては更なるリスクを求める要件となっており、離島に戻って農業を継承しようとする農家子弟の、就農のネックとなる場合があるため、中山間地域等直接支払交付金と同様に、条件不利地域における適切な補完となるよう、本要件を離島地域に限って適用外としていただきたい。

根拠法令等

新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱

青年就農給付金(経営開始型)は、就農直後の経営が不安定であることから、定着するよう支援しているものであり、新規参入者のほか、農家子弟が親の経営を継承する場合であっても、給付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められた場合に、支援しているところです。

離島地域であっても、このような経営リスクがあるものについては支援をしているところですが、地理的条件が不利であるかどうかについては、本事業の趣旨とは異なるため、考慮していません。条件不利地域については、中山間地等直接支払制度によって既に是正がなされているものと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」の欄に記入していますように、離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な定住及び人口減少抑制対策が必要となっています。

国が取り組みを推進する地方創生・人口減少克服についても、離島地域は最もその対策が必要となっている地域です。

また、国境離島の保全、管理及び振興上においても、青年就農給付金制度の活用により離島の定住者が増加することは国益から見ても有益であると考えます。

上記の視点を踏まえ、営農上、離島地域という地理的条件の不利は当然考慮されるべきものと考えます。

なお、条件不利地域については、中山間地等直接支払制度によって既に是正がなされているとの考えのようですが、離島全域での取組には至っておらず、かつ就農、定着の動機付けとしては離島地域の条件不利については是正されている状況ではないと考えます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

離島の農業振興や農業の継承のため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

青年就農者の確保は、確かに離島地域で大きな課題となっていますが、本土地域においても、中山間地域を中心に離島地域と同程度に課題となっているところは多数あります。

このようなことから、青年就農給付金については全国一律の要件としているところであり、特定の要件について、離島のみを適用除外とすることは適切でないと考えます。

なお、新規参入者と同等の経営リスクを負っているかについては、市町村長が判断することとしており、市町村において、所得向上に向けた前向きな取組を促しながら、地域の実情に応じて柔軟に判断していただければと考えます。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	420	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地区域内における開発行為の許可権限の移譲				
提案団体	指定都市市長会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可権限について、都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【権限移譲の必要性】

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可は、農用地区域内において農業用施設を新設する場合などのほか、学校、診療所、国・都道府県・市町村庁舎などを新設する場合などが想定される。当該事務権限が指定都市に移譲されることにより、指定都市は地域の実情に応じたまちづくりを主体的かつ迅速に行うことが可能となる。

当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2

本事務は、個別の開発行為と一定の距離があり、開発利益を離れて客観的に法令等の運用を行い得る立場にある主体が行うことが適当との考え方から、都道府県知事が行うのが適当である。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農振法第15条の2に規定される農用区域内における開発行為について、法令に基づく客観的な運用は、ガイドライン等により、開発行為の許可基準を具体的かつ明確に示すことにより担保され、適正に運用できるものとする。

また、多くの市町村がすでに都道府県の事務処理特例条例により権限移譲を受けている実態も踏まえると、指定都市市長へ当該事務権限を移譲し、事務の主体となることは適当である。

さらに、本年6月に地方分権改革有識者会議が取りまとめた「地方分権改革の総括と展望」では、土地利用について、「農地転用にかかる事務・権限について、単に農地確保の観点のみならず、総合的なまちづくりの観点からも捉えるべきである。」としている。地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。

なお、まちづくりを進めるに当たっては、土地利用計画に位置付けを有していない個別の農地転用に係る許可権限の移譲を行うことでは、優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を推進する観点からは必ずしも適切に対応できないのではないかと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	716	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農振農用地区域からの除外に係る都道府県知事への届出制への緩和				
提案団体	聖籠町				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

- ①～④を満たす場合は都道府県知事への届出により除外とする。
- ①10ha未満の農用地区域であり、他の農用地区域と連たんせず、通作ができないこと
 - ②現状が遊休農地又は荒廃農地
 - ③転用目的が再生可能エネルギー施設設置
 - ④除外要件を市町村長が適当と認める(但し、農業委員会及び土地改良区並びに農業協同組合の同意を得る)
- また、上記で当該農用地区域の半分以上除外される場合、当該農用地区域の残農用地区域についても③④を満たす場合は、併せて届出により除外とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
農振法で農地の合理的利用を目的のひとつとしているが、現況が遊休農地又は荒廃農地であったとしても第13条第4項により、都道府県知事との協議に半年以上要している。加えて現状では、再生可能エネルギー施設は同意しかねる除外理由であり、事業申請者が発意できない状況になっている。

【制度改正の必要性】
エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされている。また、10ha未満の連たんせず、通作ができない農用地区域は、除外しても集団化又は効率化に支障を及ぼすとは考えられず、担い手への農地集積に支障を及ぼす恐れもない。よって土地の有効活用の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することにより、我が国の持続的発展に寄与することができる。

【懸念の解消策】
都道府県知事との協議・同意をなくすことで、他市町村間の隣接農用地区域の効用が損なわれる懸念が想定されるが、届出により県に調整役として関与してもらうことで補填できることから懸念は解消される。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項・第13条第2項・第4項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

農用地区域からの除外については、国民への食料安定供給等の基盤である農地の確保という観点から、除外要件に即し厳正に判断する必要があり、現場の開発行為と一定の距離を置いた都道府県との協議・同意が必要である。

なお、再生可能エネルギー施設の設置に伴う農用地区域からの除外については、設置する必要性、他の土地をもって代えることが困難であることが明確であるなど、除外の要件を全て満たすと判断されれば、他の目的による農地転用と同様に可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	750	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設等移転に係る、農振除外の要件緩和				
提案団体	豊橋市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の関係市町村が実施する津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4の該当項目とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情を踏まえた必要性】

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。

また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。

国民の命を守ることを最優先に、重要な要配慮者施設の移転促進を図る必要があるが、本市においては、市街区域内に購入可能である程度まとまった土地が少ないことから、近傍の農地への移転が現実的である。しかし、農用地域への移転にあたっては、現行の農業振興地域の整備に関する法律に即した要件が適用されるものと考えている。

このような事例に限っては、早期の実施を促すため、特に公益性が高い事業として同法における例外規定とするよう提案する。

【制度改正の内容】

津波避難対策緊急事業計画に規定する要配慮者施設を農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4に定める公益性が特に高いと認められる事業に係る施設として追加すること。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第10条
農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

市町村が津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施するため、農地転用許可を受けようとする場合には、市町村の農業振興地域整備計画との整合性の確保を図る観点等も踏まえ、農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないか等を判断することとしているが、津波避難対策緊急事業計画等の検討段階から市町村の農業関係部局や都道府県と調整を行うことで、円滑かつ迅速な実施を行うことが可能と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	877	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和				
提案団体	近江八幡市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うようお願いしたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりまで設定した本市では、社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外できず、他市への転出を模索されるという事例が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。

これは、圃場整備完了後、相当年数が経過した区域であっても、ポンプ設備をはじめとした灌がい排水施設の老朽化により、維持管理等の事業が数年ごとに実施されれば、その地域一体には半永久的に8年未経過の要件が付加され、農業に資するもの以外への転用が不可能となるためである。

根拠法令等

- ・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号
- ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条
- ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3
- ・農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)

農業公共投資が行われた土地は、国民の税金が投入されていることから、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不相当と考える。

土地改良事業完了後8年未経過の土地であっても、都市計画法に基づく市街化区域への編入や農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2に基づき地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定することにより、企業等が用地を拡大することは可能と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市には、琵琶湖からの揚水により他市町にまで伸びるパイプラインが通っており、市域の農地のほとんどが受益地となっている。更に、そのどこか一部の管を入れ替えただけでも、市内の全ての受益地が8年未経過の縛りを受けるという状況にある。

ご回答にある、公共投資による費用対効果という点は十分理解しており、面的整備を実施するのであれば今後8年間の農地としての利用を確約することも妥当であると思われる。しかし、その8年を経過した後に灌がい排水施設の一部の更新を行う場合にも同様に8年未経過の制約を掛けることは、社会・経済情勢も変化している中において適切ではないと考える。よって、灌がい排水施設の更新の場合は、補助金の返還及び財産処分に係る費用負担を負うことで除外されることを許可されたい。

また、市街化編入について、国は、低炭素社会の実現に向けてコンパクトシティ化という考えを示されているが、そのような中において市街化区域の拡大という手法は本当に認めていただけるのか。

更に、26号の2計画についても、市街化区域に隣接する地域では策定することが出来ないとの指導を受けており、仮に、計画策定が可能な地域であったとしても、一般住宅地の整備や企業の進出及び規模拡大を行うことは26号の2計画の制度に馴染まないとの指導もあった。

こうしたことから、8年未経過の要件を緩和されない限り、現制度下において農用地を農業に資するもの以外へ転用することは実質的には不可能ではないかと思われる。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

一般的に、農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不相当と考えている。

農業用排水施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする更新事業についても、既存の老朽化した施設が更新され、耐用年数が長期のものとなり、受益地全体の農業の生産性の向上に資するものとの考え方から、事業完了後8年を経過しない場合には、農用地区域から除外できないとしてきたところである。

住宅地の整備や企業の進出等のまちづくりを行うのであれば、市街化区域編入により対応することが適当であると考えている。また、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第26号の2に基づく計画については、市街化区域に隣接する地域では策定できないとの要件はない。市街化区域への編入、同第26号の2に基づく計画策定の検討に当たっては、関係省庁と連携しつつ、市からの相談に対応してまいりたい。

なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	431	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について				
提案団体	立山町				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

鳥獣被害防止施設(電気柵等)の整備事業を実施する場合、受益戸数が「3戸以上」であることが採択要件とされているが、これを1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

農地の集約化が進む中、一団の農地を1人の担い手が耕作する場合は、本交付金の対象とならず、一方で集約化されずに3戸以上の担い手が耕作する場合には対象となるのは、不公平感を生じさせ、農地の集約化を目指す現行施策と整合しない。

【制度改正必要性】

1戸の担い手に農地を集約した場合、国の採択要件に合わず、電気柵等を張る場合に自己負担となるため、受益戸数が1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。

根拠法令等

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別表1

農林水産省においては効果的な被害防止対策を推進する観点から、地域全体で取り組む侵入防止柵の設置等に対する支援を行っています。

当該交付金の3戸要件とは、耕作の担い手が3戸ということではなく、自給的農家や畜産農家も含め、侵入防止柵の設置等により受益する農家が3戸以上あれば良いとしています。

なお、当該交付金の活用が困難な場合、市町村が策定した被害防止計画に基づいて実施する取組による経費のうち、駆除等経費については、市町村が負担した経費の8割が特別交付税で措置されるので、これの活用も検討していただきたいです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3戸要件の受益する農家の定義についてご教授願います。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

鳥獣被害防止施設を必要とする地域は山間部の小さな農地が点在する場所であることが多く、「3戸以上」という条件に合致しない場合が多い。このため、耕作者数が少ない農地にも対応するための面積要件や被害状況要件などについて検討を求める。

【全国町村会】

3戸要件の受益する農家の定義について明示いただきたい。

各府省からの第2次回答

受益する農家とは、鳥獣被害防止対策を実施することにより何らかの益を受ける農林漁業者のことです。地域の担い手に耕作を依頼している場合であっても、人・農地プランの協定等に基づいて水路や農道等の管理を行っている者や畜産農家についても受益農家になり得ると考えます。

なお、地形等の理由から連続した柵の設置が困難な場合は、集落などの各整備地区において受益農家等により一体的に柵の維持管理が行われ、被害を防止する上で効果的・効率的であることを前提に、3戸以上の受益農家が離れているため連続しない柵となった場合であっても、整備地区全体として受益戸数3戸以上の要件を充たしているものとみなします。

上記のような受益農家の3戸要件の考え方について、地方農政局等を通じて周知することとします。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	609	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	強い農業づくり交付金事業(国庫補助事業)の要件の明確化				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューにおける、鉄骨ハウス補改修の補助対象基準を明確化し汎用性を高めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源を、既存農家の規模拡大や新規就農者への営農に有効に活用することが事業の趣旨であり、実施要領には「既存の鉄骨(アルミ骨を含む。)ハウス(基礎を有するものに限る。)について、補修及び改修による整備を行うことができるものとする」とあるが、農林水産省からは、補助対象である鉄骨ハウスの補修後の強度が、低コスト耐候性ハウス並みであること、との指導を受けている。

しかし、現場で活用が検討されるハウスは、強度が低コスト耐候性ハウスに満たないものがほとんどである。これらのハウスが補修・改修の補助対象となれば、新規参入者等が就農する際、低コストでハウスを取得でき、経営安定支援策として活用しやすくなる。よって、事業検討時の現場での混乱を防ぐためにも、鉄骨ハウスの強度基準を実施要領等において明確化し、現場で普及するタイプのハウスも事業対象とすべきである。

【支障事例】

長崎県内では、ほぼ全てのハウスについて、ソイルセメントによる基礎部強化の補強を行っている。しかし、現場で普及するタイプのハウスを補修し、低コスト耐候性ハウス程度の強度を有するためには、ハウス基礎の周辺を全て掘削し、ソイルセメントで固め戻す等の必要があり、多額の事業費を要することになる。この場合、ハウスを新設で導入した方が、費用が安く済むことも考えられる。また、台風シーズンを避けて作付けする等の理由により、低コスト耐候性ハウスの強度を必要としない品目(いちご等)の場合には、過分の補改修となる。これらの理由により、本県における本事業の執行は、過去0件の状況である。

根拠法令等

強い農業づくり交付金実施要綱別表1のIのメニューの欄の4

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

農林水産省において、行財政の合理化、効率化の見地から、農業用機械施設補助について補助対象の重点化等の観点から「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)により、強い農業づくり交付金を含め、補助対象とする範囲の基準を定めています。

上記通知において、農業用施設がモデル・パイロット的なもの等特別の事由があるものに限り、補助対象としており、低コスト、耐風性等の観点から、低コスト耐候性ハウスは、補助対象としていますが、当該施設のうち温室等の個人経営になじむ施設については、補助対象としないこととしており、対応は困難です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」の欄に記入していますように、長崎県内で増加傾向にある離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源を、なんとか既存農家の規模拡大や新規就農者への営農に有効に活用したい、新規就農者の営農開始にあたってのリスクを少なくし、スムーズに開始させたいという強い意向から要望したもので、今後ますますそのニーズは長崎県のみならず全国で高まってくるものと思われます。

本支援メニューが現状のままの取扱いであれば長崎県で取り組まれることは難しく、有効な支援策が活用されないままとなります。

真に本メニューの趣旨を実現させるため、補助対象とする範囲の基準により対応が困難であるのであれば、その「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準の適用外とするよう希望します。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューについて、平成27年度概算要求に盛り込んでおらず、対応は困難です。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	618	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	強い農業づくり交付金の要件緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

強い農業づくり交付金における面積要件について、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては要件を緩和できることとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

強い農業づくり交付金においては、取組に係る品目毎に面積要件が設定されており、中山間地域等については要件緩和されているものの、露地野菜、施設野菜等の大きな分類であるため、インゲンマメやスナップエンドウ等の労働集約的な品目においては取組が困難となっている。

【制度改正の必要性】

離島や中山間地域等を多く有する長崎県の地理的条件に適した農業振興を図る上では、軽量高単価が期待できる労働集約的な品目の推進が必要であることから、受益戸数や下限事業費と同様、面積要件についても、都道府県知事が地域の実情により必要と認めた場合にあっては、要件を緩和できるよう規制緩和を行うことで、離島や中山間地域等における農業振興と活性化につなげることができる。

根拠法令等

強い農業づくり交付金実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、効果的な事業実施が可能となるよう、作物毎に事業実施の下限面積を設けています。

労働集約的な施設野菜や露地野菜については、他の作物と比較して下限面積を小さく設定している上に、中山間地域についてさらに小さく規定しているところであり、更に下限面積を小さくすることは不適切と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

稲の中山間地での下限面積10haを考えると、知事が特に必要と認める場合に限りサヤインゲンやサヤエンドウ等の下限面積を引き下げることが、当該品目の産地としての位置づけを考えると適切ではないと考えます。

農林水産統計における作付面積

稲:1,599,000ha (下限10haの場合、全体の0.0006%)

サヤインゲン:6,240ha (下限5haの場合、全体の0.08%)

サヤエンドウ:4,000ha (下限5haの場合、全体の0.125%)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回お答えしたように、労働集約的な施設野菜や露地野菜については、他の作物と比較して下限面積を小さく設定している上に、中山間地域についてさらに小さく規定しているところであり、更に下限面積を小さくした場合、産地競争力の強化に向けた強い農業づくり交付金の対象となる産地として位置付けることが難しくなると考えております。

なお、複数の品目を取り扱う集出荷施設等を整備する場合には、取り扱う品目の作付面積の総計が下限面積を超えれば事業の対象としているところです。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

強い農業づくり交付金における
受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては3戸とすることができるが、離島に限り2戸まで緩和できることとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
強い農業づくり交付金の受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては3戸とすることができるが、離島においては担い手が限られており、受益戸数3戸の確保が困難となる場合がある

【制度改正の必要性】
離島に限っては受益戸数要件を2戸まで緩和することで、限られた意欲ある担い手の規模拡大等を促進し、離島における農業振興を図ることができる。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。

地域の実情を踏まえ、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げることを可能としていますが、更に2戸まで引き下げることは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

離島に限る措置であり、離島振興の観点を踏まえた上で、受益戸数要件を2戸へ緩和願いたい。

また、現在も要件を満たせば3戸未満であっても事業主体として認められていることから、一定の条件を付すことで対応することは可能と考えます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回お答えしたように、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げることを可能としていますが、さらに2戸まで引き下げた場合、産地競争力の強化に向けた強い農業づくり交付金の対象となる実施者として位置付けることが難しくなると考えております。

なお、優先枠として配分を受けた交付金の範囲内で輸出に取り組む場合などについては予め設定した優先枠の範囲内に限り、事業参加者が3戸未満でも事業実施主体として認めているところですが、受益農家数については原則5戸以上の要件を設けているところです。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	859	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	強い農業づくり交付金の採択要件の緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

強い農業づくり交付金については、事業採択要件に3～5戸の集団でないと利用できない。1戸でも、ある程度の規模を有しており、地域の合意が得られていれば、事業利用できるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

近年、県外の企業から、本県の温暖な気候と遊休農地を利用して、農場開設をしたい旨の要望があり、耕作放棄地対策の一助になる上、地元雇用につながるため、事業主体の市町としても受け入れ体制を整備したい意向がある。

当該交付金は、「食料・農業・農村基本計画」により消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力の向上に資するための取り組み等を推進することとしており、この趣旨には合うものの、事業採択要件に該当しないため、事業を活用した農業支援ができない。

このような農業参入企業や大規模法人は、栽培面積の拡大や新規就農者の受け入れ先等、産地の維持・発展に大きく寄与するものと期待できることから、支援が必要である。

また、この緩和により、地域農業の活性化、県産農畜産物の安定供給体制が整備できる。

根拠法令等

強い農業づくり交付金実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。

地域の実情を踏まえ、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げることが可能としていますが、1戸の農家のみが活用する施設を助成対象とすることは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、「農畜産物輸出」や「強みのある産地育成」に向けた体制整備を行う場合に限って認められている一部要件の緩和について、強い農業づくり交付金の産地競争力の強化にも適用拡大をお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

地域農業への波及効果、担い手の経営基盤強化等を条件とすれば、政策目的との整合性は確保されるものと思料する。

企業の農業参入の方法については、特定作業受託、労働者派遣など多様化する中で、受益戸数の設定がなじまないものが多く存在していることから、規模要件など別の採択要件を含めて検討することを求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

「農畜産物輸出」や「強みのある産地育成」に向けた体制整備については、政策的な必要性が高く、取組のリスクも高いことから、優先枠を設けて積極的に支援しているところであり、この一環として、公益性の確保を前提とした上で、事業参加者数の特例を設けているところです。

本事業は施設整備を支援するものであり、資産形成に助成を行うものであることから、事業の要件緩和については慎重に行う必要があることをご理解いただきますようお願いいたします。

なお、大規模法人のうち、一定の要件を満たす農業生産法人は事業の対象としているところです。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	621	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	強い農業づくり交付金における農業用機械の補助対象化				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

強い農業づくり交付金において、農業用機械を補助対象とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

中間管理機構等を活用した担い手への農地集積・規模拡大や加工・業務用野菜の推進等を図っていく上で、農業用機械の導入は必須であるが、強い農業づくり交付金においては、平成22年度以降、共同利用機械整備が補助対象から除外されている。現在、機械の導入が可能な国庫補助事業として、経営体育成支援事業や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等があるが、経営体育成支援事業は事業規模や対象地域が限定されており、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金での機械の整備においては、最も活用が想定される農業者が組織する団体等での取り組みができない。

【制度改正の必要性】

長崎県においては、今後、大規模経営を行う担い手の育成や加工・業務用野菜の推進等を図っていくこととしており、強い農業づくり交付金において共同利用機械が補助対象となれば、取組が促進され则认为。

根拠法令等

強い農業づくり交付金実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

強い農業づくり交付金は、従来は一定の要件を満たす農業用機械を補助対象としていましたが、平成21年度の予算要求から公債発行対象経費であることを踏まえて、耐用年数が7年程度と短い農業用機械を支援対象から除外したところであり、再度、農業用機械を補助対象とすることは不適切と考えます。

なお、農作業の省力化・低コスト化を図り規模拡大等による農業経営の体質強化に資する機械等の開発・実用化は引き続き重要と考えており、農業機械等緊急開発事業(緊プロ事業)において、耐久性やメンテナンス性を向上させたコンバインや、省力化の要望が強い畦畔等の除草機の開発を行っているところです。今後とも、現場の声を丁寧に伺いながら、農業機械メーカーと連携して、担い手のニーズに対応した機械の開発・供給を推進していきたいと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

強い農業づくり交付金においては、概ね5年以上のものが補助対象となされており、7年の耐用年数が短いとは判断できないと考えます。

また、緊プロ事業等で開発された有用な機械の導入を促進し、強い農業を実践していくためにも、強い農業づくり交付金の対象となることが望ましいと考えます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

耐用年数が7年である農業用機械を補助対象から除外したのは、公債の償還期間等を踏まえて判断したものです。

農業用機械に関しては、産地活性化総合対策事業等によりリース導入を支援しており、これらの活用を検討願います。

なお、耐用年数が長期間となっている施設と一体的に整備を行う内部機械については、概ね5年以上の耐用年数のものを補助対象としているところです。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】
強い農業づくり交付金事業を活用した牛舎整備については、同一敷地内での一体的な施設整備が要件となっているが、本県は中山間地が多く、まとまった施設用地の確保が困難であることから、本事業の活用が図れない状況にある。
低コスト耐候性ハウスの共同利用に係る要件と同様に、地域の立地条件等を考慮して、飼料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができるよう、実施要領の補助対象基準の見直しをお願いしたい。

根拠法令等

強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質化・高付加価値化、低コスト化等を推進するため、家畜の飼養管理を共同で行うために必要な施設整備について支援を行うこととしています。今回の提案について具体的な事案について承知していないものの、家畜の飼養管理を共同で行う場合には、現行の強い農業づくり交付金実施要領において、以下のとおり定められているところであり、現行規定により対応可能ではないかと考えられます。

・次の条件を満たしている場合には、1施設用地(地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。)を2棟以上に分けて整備することができるものとする。

(a)同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模(建物面積、収容頭数等)は、原則として同一であること。

(b)当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。

(c)事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。

・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。

・畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。

(a)場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行の規定では、付帯施設や事務所についてのみ、地形等自然条件を鑑みた上で分散設置が可能となっており、畜舎そのものの分散設置は認められていない状況であるため、引き続き地域の立地条件等を考慮して、飼料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができるよう検討願いたい。

強い農業づくり交付金での対応が困難な場合は、平成27年度概算要求で計上されている畜産収益力強化対策の畜産競争力強化整備事業において同様の対応が可能となるよう、事業内容の組み立てをお願いしたい。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

全国知事会からのご意見も踏まえ、提案団体との間で事実関係の確認を行います。また、ご提案いただいている畜舎の分散設置については、27年度概算要求において対応を検討しているところです。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	620	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	「農業用機械施設補助の整理合理化について」等の見直し				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

補助対象とする範囲の基準を示している「農業用機械施設補助の整理合理化について」等を見直し、都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については補助対象とできるよう規制緩和を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】
「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)等において、補助対象とする範囲の基準が示されているが、傾斜地が多く圃場面積が狭いといった長崎県の圃場条件や、葉菜類における半自動移植機の方が適する等の品目毎の栽培特性によっては、基準に示された機械等の能力が適さない場合がある。
このため、地域の実情に合わせて都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については、補助対象とするよう規制緩和を行うことで、効果的な産地振興につながる。

根拠法令等

「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)等

「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。)は、行財政の合理化、効率化の見地から、「行財政改革に関する当面の基本方針」(昭和56年8月25日閣議決定)を踏まえ制定されたものである。

整理合理化通知においては、農業機械の補助対象について、汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については補助対象外とするとともに、その他の機械については、普及度等を考慮して関係局庁の長が別に定める共同利用機械に限定するなど、補助対象を重点化している。

一方、都道府県が定める特定高性能農業機械導入計画には、個別経営・共同利用の別を問わず、農業経営の改善のために農業機械の導入を計画的に行うための条件等が定められており、その中には、補助事業の対象ではなく、農業者が自ら整備すべき農業機械も含まれている。

このようなことから、特定高性能農業機械導入計画に定められたとしても、それをもって、汎用作業機械等の個別経営になじむ農業機械を、整理合理化通知の対象とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

特定高性能農業機械導入計画による補助対象化が困難であれば、必要に応じて整理合理化通知の内容が改正できるよう、都道府県への意見聴取等をお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

農業機械の導入に係る支援施策の検討に当たっては、都道府県から寄せられた意見や地域の圃場条件、品目毎の栽培特性等を踏まえた上で、施策目的に照らして必要な措置について検討することとしてまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	642	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	経営転換協力金の交付要件の緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農振地域外に遊休農地を所有している農家においても、経営転換協力金の交付対象としていただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農地中間管理事業において、リタイヤする農家等に対し、機構への農地貸し出しを推進するため、経営転換協力金を交付する制度が平成26年度から始まっているが、当該農家等が遊休農地を所有している場合は、その農地が農振地域外であっても協力金の交付対象外となっている。

農地中間管理事業における対象農地は、農振地域内の農地とされており、農振地域外の農地は中間管理事業を介した再生利用の推進ができない。本県の場合、総農家数38千戸のうち47%の18千戸の農家が耕作放棄地を所有していることから、活用が困難な状況にある。

担い手への農地集積をさらに進めるために、農振地域外のみ遊休農地を所有している場合には、経営転換協力金の対象とするよう、要件を緩和していただきたい。

根拠法令等

農地集積・集約化対策事業実施要綱

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25年経営第3139号農林水産事務次官依命通知)の機構集積協力金交付事業における「経営転換協力金交付事業」は、農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けることにより、経営転換やリタイア等する農業者に対して、その農地が機構から受け手に転貸された場合に、機構への貸付面積に応じて協力金を支払うものです。

経営転換協力金の交付要件の一つとして、遊休農地の所有者はこれを解消することを規定しています(遊休農地とは、農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地)。これは、農地法において、農地所有者には、農地を適正に利用する責務があり、遊休農地の所有者はその責務を果たしていない者であることから、本協力金の支援の対象外としたものです。

なお、農地中間管理事業の適用地域は農業振興地域とされていることから、農業振興地域外の遊休農地については、農地利用集積円滑化事業を活用して解消に努めていただきたいと考えております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

遊休農地(耕作放棄地)の解消に当たっては、国の「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の活用を推進しているが、本事業の対象は農振農用地、また、農用地区域外で戦略作物等を作付けする場合とされており、活用できない農地も存在する。また、中山間地が多い長崎県において、貸借が条件的に不可能な農地も存在するため、高齢化した農地の所有者に遊休農地を解消する手段が存在しない場合がある。一部の遊休農地を持ちリタイアする所有者に、その他の優良農地を機構に預けてもらうには、要件の緩和が必要と考える。

経営転換協力金の交付要件の一つとして、遊休農地の所有者はこれを解消することを規定しています(遊休農地とは、農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地)。これは、農地法において、農地所有者には、農地を適正に利用する責務があり、遊休農地の所有者はその責務を果たしていない者であることから、本協力金の支援の対象外としたものであり、モラルハザードのおそれもあることから、例外を認めることは適当でないと考えています。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	696	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とすること				
提案団体	大阪府、兵庫県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

生産緑地において、都市住民など多様な担い手の参入を促進することで都市農業の振興や都市農地の保全が図られるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とされたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】
大阪府の農地面積13,711haのうち市街化区域内農地は約3割。その中の約6割、2,139haが生産緑地であり、大きなウエートを占めている。
収穫量が全国でも上位を占めるシュンギク(2位)、コマツナ(8位)などの軟弱野菜は、消費地に近い生産緑地で多く生産されており、新鮮で安全・安心な農産物供給の重要な場となっている。
また、同時に生産緑地は、都市部のみどりの創出、教育、防災など多様な公益的機能を発揮している。

【制度改正の必要性】
一方、農業者の高齢化や担い手不足、農地面積の減少、遊休農地の増加など、都市農業を取り巻く状況は非常に厳しく、いかにして農地を保全し農業振興を図っていくかが課題。
大阪府では平成20年に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を制定し、担い手対策はもとより、生産緑地を含む優良農地を「農空間保全地域」として指定・公表し、農地保全を図ってきたところ。
なかでも、農地保全の有効な方策として農地貸借があるが、生産緑地に関しては農業生産基盤強化促進法や農地中間管理事業法による貸借が法令上認められていない。
これらを可能とする措置を講じていただくことで、一層の都市農地保全と都市農業の振興を図りたい。

根拠法令等

農業経営基盤強化促進法第5条第3項、第17条第2項
農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項

生産緑地制度とは、良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした制度です。

生産緑地は、固定資産税が一般農地並の課税となり、また、相続税の納税猶予の特例などが設けられている一方で、農地以外としての転用・転売はできません(農地としての売買等は、農地法による手続きにより可能)。また、宅地造成、建築物等の新築・増改築などもできません(農業用ビニールハウスなどは、自治体首長の許可により建設可能。)

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(都市計画法第7第2項)とされており、当該地域は農地流動化を促進すべき地域でないことから、農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、原則として市街化区域では行わない(同法第17第2項)こととされています。また、農地中間管理事業の推進に関する法律においても、市街化区域内においては事業を行わない(同法第2条第3項)こととされています。

このため、生産緑地について、農地の貸借をする場合には、農地法第3条の手続きを行っていただきたいと考えております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

生産緑地は大阪府の農地面積の約16%を占めており、消費地への新鮮な農産物の供給という役割に加え、防災機能、みどりや癒しの場の提供など多くの機能を有している。そのため府においては、生産緑地を含む優良農地を条例による「農空間保全地域」として指定し、農地保全を図ってきたところ。

大阪府などの都市域では、農地所有者の財産所有意識が高いことから、農地貸借には利用権設定(配分計画による設定を含む)が活用されてきており、国の回答にある生産緑地における農地法第3条の手続きは現実的ではない。

また、平成21年の農業経営基盤強化促進法等の改正において、「市街化区域内の農地については、都市計画制度の見直しの中で検討」とされ、結論が出ていない状況である。

現在、政府与党内で議論されている「都市農業振興基本法案(仮称)」では、人口減少社会を踏まえ、市街化区域は市街化を図るべく農地流動化を促進すべき地域でないという価値観の転換を求めており、都市農業が継続される農地の保全・活用を骨格に据えている。

以上のことから、都市住民など多様な担い手の参入を促し、生産緑地の保全・活用が図られるよう、農業基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とする措置を講じていただくよう改めてお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

本提案に賛同する。

農地法第3条による貸借は、相続税納税猶予の適用が受けられないことや、離作補償の問題等、課題も多く、また、所有権移転に至っては、地価等を勘案すると実現性に欠けると言わざるを得ない。

このため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や、農地中間管理事業の対象としつつ、これらの運用が生産緑地制度における買取申出の悪用に繋がらないような仕組みづくりの検討を求める。

農用地利用集積計画や農地中間管理事業は、担い手への農地利用の集積を図るための手段であるが、市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、生産緑地を含め、農地法上の転用許可は不要とされているなど、農地利用の集積を図るべき地域ではないことから、このような区域の土地について、農業の生産性を高めるために実施する農用地利用集積計画や農地中間管理事業の対象とすることはできません。

なお、生産緑地内の農地は、貸付け(病気、障害等により営農が困難となった場合を除く。)を行うと相続税の納税猶予が打ち切れ、利子税も課されることから、所有者側のメリットもないものと考えています。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	719	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の認定				
提案団体	徳島県、兵庫県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

現在、本計画の認定は農林水産大臣が実施しているが、この権限を都道府県に移譲する。併せて認定要件を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

本法に基づく地域の農林水産物の利用促進計画の策定は都道府県で行っており、本計画の認定に当たっての十分な知見を都道府県が有しているところ。一方、申請者にとっては、本計画の認定について国(農政局)において認定を受けるという点については、一定の時間を要することから、農業の成長産業化に向けて、円滑な事業実施を行うためにも、本計画の認定を、地域の実情に熟知した都道府県が実施することにより、認定件数の増加につなげ、地域農業の活性化につなげることが出来る。また、併せて、開発済商品の生産拡大及び機械化による省力化を対象とするよう、認定要件を緩和する。

根拠法令等

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条
農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針

1 総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について

六次産業化・地産地消法は、農林漁業者が農林漁業経営の改善を図るために行う総合化事業を促進することにより、農林漁業者等の所得を確保し、ひいては地域の活性化を図ることを目的としており(第1条)、将来的には、全国各地の農山漁村において生産される農林水産物等を原材料とする新商品や新たな販売方式等を導入した農林水産物等が全国各地において需要先を得ているような社会の実現が期待される。

このように総合化事業が普及すると、複数の都道府県にまたがって生産される新商品等が複数の都道府県において流通、消費されることにもなり、そのような事業の計画の内容を評価して認定を与えるには、一の都道府県内における生産、流通及び消費の事情に精通するのみでは足りないことから、国が行うことが適当である。

2 総合化事業の対象の拡大について

農林漁業者が総合化事業を行うためには、農林水産物の生産のみならず、消費者ニーズを的確に捕まえて新商品を開発することができるよう、流通及び消費に関するノウハウを備え、当該総合化事業を行うための資金を用意しなければならない。しかしながら、このような条件を当初から満足する者は少ないため、農林漁業者が総合化事業に円滑に着手することができるよう、国として、六次産業化・地産地消法による特例措置等を用意しているところであり、第3条第4項第1号が総合化事業における開発、生産又は需要の開拓の対象を「新商品」と定めているのは、その趣旨を体したものである。

また、総合化事業は、それによって創造される農林水産物等の価値の向上分を農林漁業経営に取り込むことを意図したものであるが(第3条第3項)、開発済商品はすでに開発が終了しているのであるから、一般的には、当該開発済商品の原材料となった農林水産物等の価値を更に向上させるものとは言いがたい。

このため、開発済商品の生産拡大及び機械化による省力化を総合化事業の対象に加えることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

1. 総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について

事務権限の移譲を前提として、国において、都道府県が事務処理を行う上で指針となる具体的な規定を定めた上で、都道府県へ移譲するといった手法を検討するとともに、特に、農林漁業者が所得の増加を目標に、自ら生産する農林水産物を原料に新商品の開発に取り組むといった、小規模な計画のようなものについては、積極的に、都道府県への移譲について、御検討願いたい。

2 総合化事業の対象拡大について

六次産業化は、取り組み当初から、大規模に行うことは、リスクが伴う上に、開発済商品の生産量拡大及び省力化の取り組みは、農林漁業者の経営の改善、ひいては地域の活性化を図る目的に合致しており、支援制度が活用できるよう検討願いたい。

全国知事会からの意見

・手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

1 総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について

6次産業化については、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、その市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円にするとの数値目標が掲げられたところであり、その実現のために、国は、予算補助や農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の各種施策を総合的に講じているところである。

このような中であって、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定は、国として望ましいと考える6次産業化事業体の取組を具体的に示す機能を有している。このような取組を各種施策により育成した上で、全国で横展開を図り、10兆円目標の達成を目指すものであるが、総合化事業計画の認定はその礎石となるものであり、全国的見地に立つ国が引き続き実施すべきであるものと考えられる。

また、すでに回答したとおり、実務上も総合化事業は、複数の都道府県にまたがって生産される新商品等が複数の都道府県において流通、消費されることが見込まれる事業であり、そのような事業の計画の内容を評価して認定を与えるには、一の都道府県内における生産、流通及び消費の事情に精通するのみでは十分とはいえないものと考えられ、この点からも引き続き国が認定を行うことが適当であるものと考えられる。

2 総合化事業の対象拡大について

六次産業化・地産地消法は、農林漁業者等が、関連産業と連携しつつ、自ら生産した農林水産物やその副産物を活用した新商品の開発、生産又は需要の開拓、新たな販売方式の導入等により付加価値を向上させる取組を支援する制度である。

このため、開発済商品の単なる生産拡大や作業の省力化だけでは、農林水産物等の付加価値を向上させる取組とは言いがたく、御要望にお応えすることは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

都道府県が構成員として間接的に携わっている協議会から、都道府県に直接交付するよう交付先を見直すことにより、事務手続を簡素化する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県協議会への交付を義務付けるのではなく、都道府県への交付とし、現状の「協議会」に参画している団体等に対しては、事業実施に際して、その意見を聞くことが出来る、というように制度改革を行う。このことにより、「協議会」が多額の資金を扱うという実態を解消し、都道府県が公金として、適正・安全に管理することが出来る。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本事業は、平成24年度補正により、平成25年度末までを事業実施期間として、一部の地域については平成26年度末まで事業を実施しているところですが、今年度末において、全ての県で事業を終了することとしています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案趣旨に基づき、既存のスキームにとらわれず、地方創生の観点から、大胆な改正・緩和を望むものである

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、今後同種の事業を行う場合は、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本事業は、平成24年度補正により、平成25年度末までを事業実施期間として、一部の地域については平成26年度末まで事業を実施しているところですが、今年度末において、全ての県で事業を終了することとしています。

なお、今後の同種の基金事業における適正な基金の管理のあり方については、御提案の趣旨を最大限尊重した上で、各事業の内容や予算成立のタイミング(都道府県が基金の管理主体となるためには議会の手続が必要と承知しています)なども踏まえ、個別に最も適切な仕組みを採用していくべきものと考えています。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【見直しの必要性】
たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)による工事費単価の上限が、現在の工事費単価の実情と乖離したものとなっている。
国では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用のかかり増しが発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。

根拠法令等

「堆肥舎等建築コストガイドライン」は、必要最小限のコストで最大限の効果を得るものとして単価設定を行っているが、あくまでもガイドラインであることから、必要に応じて過大な施設整備とならないよう根拠等が示されれば、国の補助事業等でガイドラインで示す単価を超える施設整備の実施は可能となっています。

具体的には、

(1)強い農業づくり交付金では、都道府県知事の特認が得られれば、ガイドラインで示す単価設定を超えた施設整備が可能です。(強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長連盟通知)第2の4の(3)のただし書き。)

(2)農畜産業振興機構が助成している畜産業振興事業のうち畜産高度化支援リース事業については、基準内での事業の実施が困難な場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を所定の様式に記載するとともに、これを証する書面を添付し、承認が得られれば、ガイドラインで示す単価設定を超えた施設整備が可能です。(畜産振興事業の実施について(平成15年10月1日付け15農畜機第48号。))の4の(2)のイ。)

なお、ガイドラインの制定時から状況は変化してきているので、現状を調査した上で、ガイドラインの見直しを含め検討をまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

実勢価格と乖離したガイドラインを基準としていることにより、計画策定に係る国との協議等において、特別な事情がないにもかかわらず、上限単価を超過することに対する詳細な説明や根拠の提示を求められることから、事務作業の負担が大変大きくなっている。

円滑な事業の推進のためにも、基準となるガイドラインを実勢価格に即した内容に見直した上で特認等を設けるべきであり、特別な事情がないにもかかわらず特認の手続きを要する様な状況は早急に解消されるべきである。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 A 実施

堆肥舎等建築コストガイドラインは、平成19年2月に改定してから7年近く経過しています。その間に鉄骨等建築資材や原油価格の高騰など、堆肥舎等整備をめぐる情勢は大きく変化していることから、「家畜ふん尿処理施設に関する実態調査について」(平成26年9月11日付け26生産第708号生産局畜産企画課長通知)により、地方農政局を通じて、都道府県へ調査をお願いしているところです。この調査により、既存のガイドラインで示すコストの妥当性を判断するための基礎資料を入手し、必要に応じてガイドラインの見直しを検討します。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	753	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	攻めの農業実践緊急対策事業に係る補助金交付事務手続きの簡素化				
提案団体	兵庫県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

攻めの農業実践緊急対策事業の補助金交付事務を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続を簡素化すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

効率的な機械の導入や高収益品目への作付転換により、低コスト・高収益な生産体制への転換を図る「攻めの農業実践緊急対策事業」では、都道府県農業再生協議会に基金を造成し、地域農業再生協議会へ助成金を交付し、地域農業再生協議会が農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。

【制度改正の必要性】

上記の事務手続きについては、非常に煩雑になっているため、事務手続を簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。

【改正による効果】

地域農業再生協議会の事務局は市町村が執り行っている場合が多く、技術的指導が困難であるため、事務手続きの見直しにより、地域事情に精通し広域的な観点を有する都道府県が関与することになるため、農業者等に対する指導もより公平性を有するようになり、かつ総合的に事業効果を高めることができるようになる。

さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。

根拠法令等

攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本事業については、機械利用体系の効率化や施設の再編合理化等を推進するものであり、事業活用に際し、地域での十分な合意形成を図った上で取組んでいただくこととしています。

都道府県農業再生協議会については、都道府県のほか、農業者団体、担い手組織等地域の農業関係者等が構成員となっており、地域での合意形成に向けた取組を戦略的に推進することが可能であることから、本事業の交付先としたところです。

なお、本事業については、補正予算による基金事業であり、基金の造成先を変更することは制度上困難であることをご理解いただきますようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・取組主体によってその形態は様々で、必ずしも広範囲な合意形成を必要としない事例が多い。
- ・また、合意が必要である場合は、地域の実情を熟知している都道府県が、他の施策との連携に配慮しながら、関係者との調整を行い、合意形成を図ることは可能である。

全国知事会からの意見

- ・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

- 【全国市長会】
各機関との連携方法をはじめ事務の簡素化等の見直しに向けた検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回お答えしましたように、本事業については、補正予算による基金事業であり、既に予算を支出し基金を造成していることから、造成先を変更することは制度上できないことをご理解いただきますようお願いいたします。